

**第2回社会保障審議会少子化対策特別部会
保育第二専門委員会**

1 日時 平成21年9月11日（金）17:00～19:00

2 場所 経済産業省別館10階 1014号会議室

3 議題 新たな次世代育成支援のための保育制度について
・多様な保育関連給付メニューについて 等

4 配付資料

資料1-1 多様な保育関連給付メニューについて

資料1-2 多様な保育関連給付メニューについて 参考資料

参考資料1 保育所の状況（平成21年4月1日）等について

参考資料2 菅原委員提出資料

参考資料3 前田委員提出資料

参考資料4 須貝委員提出資料

多様な保育関連給付メニューについて

必要なすべての子どもに保育を保障するための基本的な考え方

- 「新たな保育の仕組み」においては、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与することとしている。(例外ない公的保育の保障)
 - ① 子どもに対する保育保障をする仕組み → 必要な子すべてにサービスが行き届く必要
 - ② 潜在ニーズの顕在化にも対応できる仕組み → ニーズに応じたサービス提供事業者の量的拡大が図られることが必要。
 - ③ 多様な保育ニーズに対応できる仕組み → 多様な給付メニューが必要
 - ④ 人口減少地域においても必要な保育サービスが提供できる仕組み
→小規模サービス等について、検討が必要。
- 公的保育サービスの対象の考え方としては、質の確保を図りながら、量的拡大を図ることが重要。
→ 現在の認可外保育施設も含め、客観的基準(最低基準)を満たした事業者を新制度の費用の支払いの対象施設とすることを基本とする。
- 加えて、すべての子どもにとって公的保育を保障する観点と、多様なニーズへの対応の観点から、サービスの「質」を確保しつつ、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づける必要があるのではないか。

新制度における公的保育サービスの類型についての検討

1 保育の量的拡充

○ 共働き家庭の増加(サービスの一般化)

- ・ 1997年以降専業主婦世帯数を上回り、その後も増加
(共働き世帯: 1013万世帯、専業主婦世帯: 851万世帯)

○ 大きな潜在需要(未就学児がいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ)

- ・ 母親が非就業世帯のうち、子どもが0～3歳児では約25%、4～6歳児では、約20%の母親が、就業希望を持っている。
- ・ 未就学児がいる母親の「現実の就業率」 0～3歳児 28.5% 4～6歳児 48.2%

現状

○ 保育の利用児童数 227万人

- ・ うち認可保育所 204万人(施設数22,925カ所)(H21.4)
- ・ うち認可外保育施設 23万人(施設数10,965カ所)(H20.3)
 - うち事業所内保育施設 5.1万人(施設数3,617カ所)
 - うち自治体単独施策の状況
 - ・ いわゆる保育室に類するもの 利用児童数: 46,062人(2,176カ所)
 - ・ いわゆる家庭的保育事業に類するもの 利用児童数: 1,573人(877カ所)
- ・ 家庭的保育事業(国の補助事業)
実施自治体数 19 家庭的保育者数 130 利用児童数 491人(H20交付決定ベース)

○ 待機児童数 2.5万人(H21.4)

視点

- 量的ニーズに対する受け皿として拡大
- 多様な働き方などの多様なニーズへの対応として拡大
- 人口減少地域における核としての機能維持・充実

課題

- 客観的基準(最低基準)を満たした施設について、費用支払いの対象化
- 自治体単独施設(特に3歳児未満)等、一定水準以上の施設を、経過的に最低基準到達支援
- 家庭的保育、小規模保育、保育所分園の活用
- 基準を下回る施設利用者についての公平性の確保

第1次報告におけるとりまとめ内容

⑧ 認可外保育施設の質の引上げ

i) 認可外保育施設の質の引上げ

- 最低基準を満たした施設を費用の支払いの対象とすることを基本とする。
- 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援(最低基準到達支援)が必要である。
 - ※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討する。
 - ※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図れる仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討する。
 - ※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討する。

2 多様なニーズへの対応①:小規模サービスへのニーズ

- 認可外保育施設の定員規模の状況を見ると、在所児童数が20人以下の施設が半数以上を占めている。
- 認可外保育施設において、認可保育所に比べ、低年齢児の割合が高い。
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約81%となっている。
- 家庭的保育の利用者のうち、約5割の人が家庭的保育を選択した理由として、「年齢的に少人数で保育を受けることがよいと思った」としている。

(1)家庭的保育サービス

現状

- 家庭的保育事業は、児童福祉法の改正により、平成22年4月から法定化。(予算補助事業から、保育所保育を補完するものとして、家庭的保育を位置付け。)
- 市町村事業とした上で、家庭的保育者による家庭的保育を支援する体制確保(研修及び連携保育所、家庭的保育支援者等)
- 保育士に加え、一定の研修を経た保育士資格を持たない者についても、保育の質を確保した上で家庭的保育者として認める。
- 3歳未満児を中心としつつ、3歳以上児も対象。
(平成21年3月からの改善点)
 - ・ 個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前までに引き上げ
 - ・ 家庭的保育者自身に養育する児童がいないこととする要件を撤廃
 - ・ 連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
 - ・ 家庭的保育支援者の支援対象の拡大
- 家庭的保育の認知度は低く、実施市町村、家庭的保育者数、利用者数いずれも少ない状況。市町村によって利用方法は統一されていない。

4

【家庭的保育の現状】

①家庭的保育事業

- ・ 実施自治体数 19 家庭的保育者数 130 利用児童数 491人(H20交付決定ベース)

②自治体単独保育事業

- ・ いわゆる家庭的保育事業に類するもの 877カ所 利用児童数1,573人(H20.3)

視点・課題

- 量的拡大の受け皿としての拡充と、多様なニーズへの対応としての拡充
- 公的保育サービスの一つとしての新制度へ位置付ける方法
- 家庭的保育者と市町村の関係の整理
- 3歳以上児となる際の集団保育への連携
- 家庭的保育を拡充していくにあたっての課題及びその解消方法

5

(2)小規模保育サービス

現状

- 5人超～20人未満について、単独である場合は、公的支援の対象外。
- ただし、現在でも認可保育所の一部である分園として、支援を受けている施設もある。
 - ※ しかしながら、賃貸形式の場合に、賃料補助が制度化されていない。
 - ・ 安心こども基金では、時限的に対応
 - ・ 自治体によっては、賃料補助を単独補助
- 認可外保育施設は、定員20人未満の小規模な施設が多数を占めている。

【小規模保育サービスの状況】

- 認可外保育施設の在所児童数
 - ・ 施設数 7,348カ所
 - ・ 利用児童数 18万人
 - ※約5割が20人以下の施設に入所
- 自治体単独保育室
 - ・ 2,176カ所 利用児童数:46,062人(H20.4.1)
- 財政支援の状況
 - ・ 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するかどうかによだねられる。
- 保育所分園の状況
 - ・ 施設数 433(H20年度)

6

視点・課題

- 量的拡大の受け皿としての拡充(特に0～2歳児)と多様なニーズへの対応としての拡充
- 大規模な保育所の設置と異なり、初期投資費用が軽微であるので、機動的な設置が可能。
- 保育は日常生活に密着した地域性の高いサービスであり、日常生活圏域で配置されていることのニーズ対応が求められる。
- 家庭的保育者が複数集まった形で実施する小規模サービスモデルの仕組みの検討
- 複数の保育所の連携による「分園型」保育と「本園」との連携のあり方
- 3歳以上児となる際の集団保育への連携

第1次報告におけるとりまとめ内容

⑧認可外保育施設の質の引き上げ

ii)小規模サービス類型の創設

家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

⑨地域の保育機能の維持・向上

人口減少地域における生活圏域での保育機能の継続的維持を図るため、以下が必要である。

i)小規模サービス類型の創設

家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

7

3 多様なニーズへの対応②: 多様な働き方

(1) 短時間勤務等

- 育児期の母親が希望する働き方は、1歳～小学校就学までは「短時間勤務を希望する人がもつとも多く、次いで「残業のない働き方」となっている。
- 女性の年齢別にみた雇用形態は、30歳以降、正規職員の割合は下がり、パートが多い。

現状

- 自治体の条例等により、たとえば週4日以上を「保育に欠ける」と判断とする例。
- 需要の増えている地域を中心に、フルタイム中心の受け入れの実態。
- 短時間勤務への受け皿として、特定保育(※)。
 - ※ 週2, 3回程度又は午前のみ・午後のみ必要に応じて柔軟に保育を行う事業
1, 057カ所(平成20年度交付決定ベース)
- 保育所における一時預かり(一時保育)において、受け入れている施設もある。
 - ※ 一時預かり事業 7, 651カ所(平成20年度交付決定ベース)
- 幼稚園における預かり保育による対応。
 - ※ 預かり保育を実施している幼稚園 9, 846園(全体の72. 5%) (平成20年度実績)
 - ※ 週あたり 実施日数は約7割が週5日、延長時間は約6割が午後5時以降まで実施

視点・課題

- 今後需要が大きく拡大することが見込まれる中、受け皿も大きく拡大する必要。
- 「通常保育」のみで対応しきれないニーズに対応するサービス種類の検討の必要性。
- 保障上限量の具体的設計。
- 量的拡大の受け皿や短時間勤務等の多様なニーズの受け皿として、認定こども園制度の充実と活用促進。

8

(2) 早朝・夜間・休日保育

- 延長保育は、保育所の約6割以上が提供しているが、延長時間が1時間以上であるのは、そのうちの約1割にすぎない。
また、受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない状況(77カ所)一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の約2割を占める。
- 深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在。

現状

- 現行制度においては、一定の「開所日数」(日祝日以外の週6日)と、「開所時間」(一日11時間)の範囲内であるか否かによって、保育の提供の仕組みを区分するという提供者側からみた仕組み。
- 一定の「開所日数」「開所時間」を超える休日や早朝・夜間保育については、実施の要否を市町村の判断にゆだね、経費を奨励的に補助。しかしながら、認可保育所では十分な受け皿が整っていない。
- 事実上、多くの認可外保育施設(ベビーホテル)がこれらのニーズを担っている現状にある。

【早朝・夜間保育の状況】

- 延長保育(認可保育所が11時間の開所時間を超えて保育を行う事業)
 - ・ 実施箇所数 15, 076カ所 (平成20年度交付決定ベース)
 - ※民間保育所 9, 903カ所のうち約9割は、延長時間1時間以内
- 休日・夜間保育(日祝日、夜間(午後10時頃まで))の保育を行う事業)
 - ・ 休日: 927カ所(平成20年度交付決定ベース)
 - ・ 夜間: 77カ所(平成20年度交付決定ベース)

9

視点・課題

- 個々の子どもに対する保障といった仕組みに十分対応できる認可保育所等の基盤整備による受け皿拡充。
- すべての子どもに公的保育を保障する観点から、現状として、認可外保育施設において対応されているものについて、公的保育サービスの一類型としての位置付け。
- 昼間の保育とは異なる早朝・夜間保育の特性(就寝時間を挟むこと等)に合った形の基準のあり方。

第1次報告におけるとりまとめ内容

iii 開所日数・開所時間に着目した区分

一定の「開所日数」「開所時間」を超える休日や早朝・夜間の保育については、実施の要否を市町村の判断にゆだねた上で、必要なかかり増し費用を奨励的に補助する仕組みをとっているが、認可保育所においては、現場の環境や体制が抱える課題を克服する困難を伴うこともあり、補助制度の活用と十分な受け皿の整備が進んでいない。このため、休日や早朝・夜間など、働き方により、利用時間が保育所の「開所日数」「開所時間」とずれている場合には、受け皿自体がなく、事実上、認可外保育施設の利用とならざるをえない仕組みとなっている。

⑧認可外保育施設の質の引き上げ

iii) 早朝・夜間保育

早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討する。

10

⑩ 多様な保育サービス

i) 休日保育・早朝・夜間保育(一部再掲)

○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが② i) のとおりとなることにより、曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、また、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、③ i) のとおり最低基準により客観的に行われる仕組みとする。

○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討する。

※ 利用者が限られ、需要が分散しているために、各保育所単位でニーズに対応することには限界があることから、市町村において、質の確保された公的保育の保障の責務の一環として、計画的な基盤整備を行う仕組みをさらに検討する。

※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討する。

ii) 延長保育・特定保育(一部再掲)

○ 休日・早朝・夜間保育と同じく、就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされることとなる。

○ 延長保育については、利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2~3区分程度を月単位で判断する。

○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を考慮し、さらに検討する。

※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討する。

※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討する。

※ 保障上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討する。

11

4 多様なニーズへの対応③ 職場との近さ・広域需要

- 就学前の子どもがいる雇用者のうち、約30%の人が、企業が行う育児支援制度で利用している・利用したいものとして、託児施設をあげている。
- 職場から近い、通勤途上にある等地理的な要因で、認可外保育施設を選択した利用者は多い。

(1) 事業所内保育施設

現状

- 現行制度においては、認可外保育施設として位置付け
- 事業所内保育施設に対する支援としては、雇用保険二事業からの助成金と、病院内保育所に対する補助がある。
- 事業所内保育施設に入所している児童数は、5万人超。

【事業所内保育施設の現状】

- 事業所内保育施設の現状
 - ・ 施設数 3,617カ所（院内保育施設 2,221カ所、その他事業所内 1,396カ所）
 - ・ 入所児童数 5.1万人（院内保育施設 3.7万人、その他事業所内 1.4万人）
- 雇用保険二事業からの助成金
 - ・ 事業所内保育施設設置・運営等助成金（雇用保険二事業）
 - 労働者のために事業所内保育施設を設置・運営等行う事業主に対し、その費用の一部を助成。
 - 助成基準は、基本的に認可保育所並び（ただし、定員は10名以上）
- 病院内保育所事業の補助金
 - ・ 病院内保育所事業
 - 医療機関に勤務する職員のために院内保育所の設置、運営を行う事業に対し、その費用の一部を助成

12

視点・課題

- 事業所内保育施設についても、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべきではないか。
- その際、事業所内保育施設が従業員への福利厚生という側面も有しているが、どのように整理するか。

(2) その他広域需要への対応

現状

- 住所地市町村と保育所所在地市町村とで調整することにより、利用可能
…住所地の住民が優先される

視点と課題

- 個々の子どもに対する保障といった仕組みとしていく上で、住所地市町村以外の保育サービスを利用する子どもへの保障をしていく必要性の検討。
- 職場の近くにおける保育ニーズについて、親と子どもの生活を重視する観点も踏まえ、事業所内保育所以外でも保障可能な仕組みの検討。

13

5 多様なニーズへの対応④：人口減少地域等

- 児童人口が著しく少ない地域において、身近な場所で保育サービスを受けられることが必要。
- このような地域においては、対象となる子どもの年齢に応じたサービス(地域子育て支援拠点、児童館、放課後児童クラブ等)をそれぞれ独立して提供することが困難であるが、サービスを確保することが必要。

現状

- 児童減少により利用児童数が減少する地域においても、認可保育所が地域の保育機能を維持している現状。
- 認可保育所がない地域においては、へき地保育所(認可外保育施設)がその機能を担っている状況。※へき地保育所 605カ所(平成19年交付決定ベース)
- 幼稚園がない地域において保育所が幅広いニーズに対応している現状
- 現行制度においては、保育所は保育に関する情報提供にあわせて、その保育に支障がない限りにおいて、保育に欠ける児童以外も含めた地域の児童及び家庭に対し相談・援助を行うこととされている(児童福祉法第48条の3・保育所保育指針4(2))

(具体的な活動)

- ① 地域の子育て支援活動への支援(保育所機能解放、子育て相談等)
 - ② 保健師との連携
 - ③ 障害ある子どもの保護者との連携(障害児親の会との交流等)
 - ④ 高齢者との交流・支援
 - ⑤ 外国人の子どもの保育支援
- 保育所において、放課後児童クラブ、地域子育て拠点、一時預かり等の個別の事業をあわせて行っている場合には、当該事業の実施に際し、必要となる補助を受けることが可能。
 - 認定こども園制度の活用。

※「認定こども園」とは、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定

- ① 教育及び保育を一体的に提供(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ② 地域における子育て支援の実施(子育て相談や親子の集いの場の提供)

※現在 358カ所

(幼保連携型:158カ所、幼稚園型:125カ所、保育所型:55カ所、地方裁量型:20カ所)

14

視点・課題

- 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けられることができるよう、小規模サービス類型の必要性とその場合の基準等のあり方を検討。
- 「へき地保育所」において財政支援は一定水準にとどまり、こうした地域の厳しい状況と地域の子ども集団の保障の観点からは、相応の財政支援が不可欠。
- 幼稚園がない地域等における保育所の役割のあり方の検討と認定こども園の充実と活用促進。
- 多機能型サービスを実施する施設における基準のあり方。
- 多機能型サービスを位置づける場合の対象地域。

第1次報告におけるとりまとめ内容

⑨ 地域の保育機能の維持・向上

人口減少地域における生活圏での保育機能の継続的維持を図るため、以下が必要である。

ii) 多機能型の支援

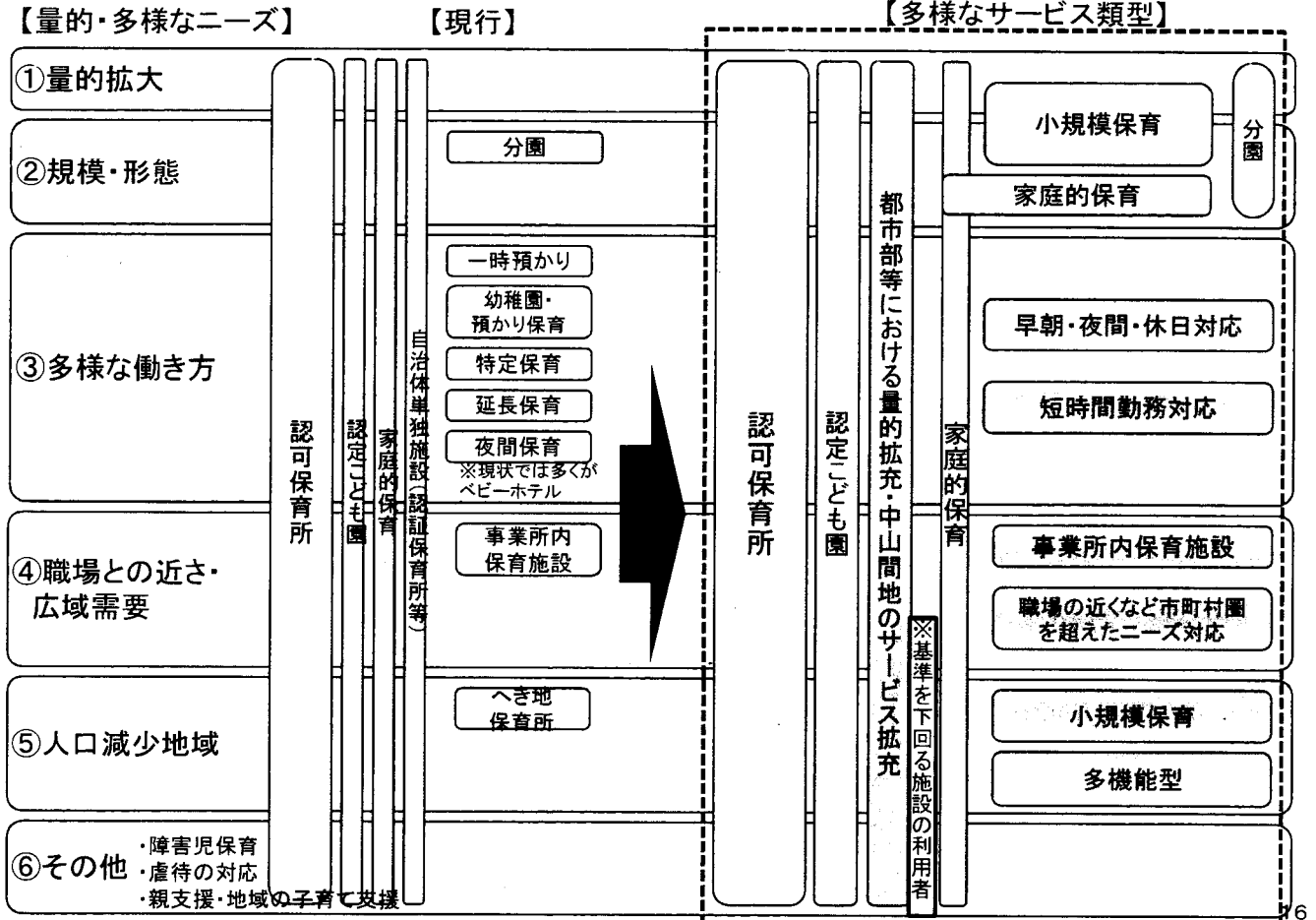
人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また地域社会の核としての機能を果たすことを支援する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

iii) 人口減少地域における保育機能のあり方

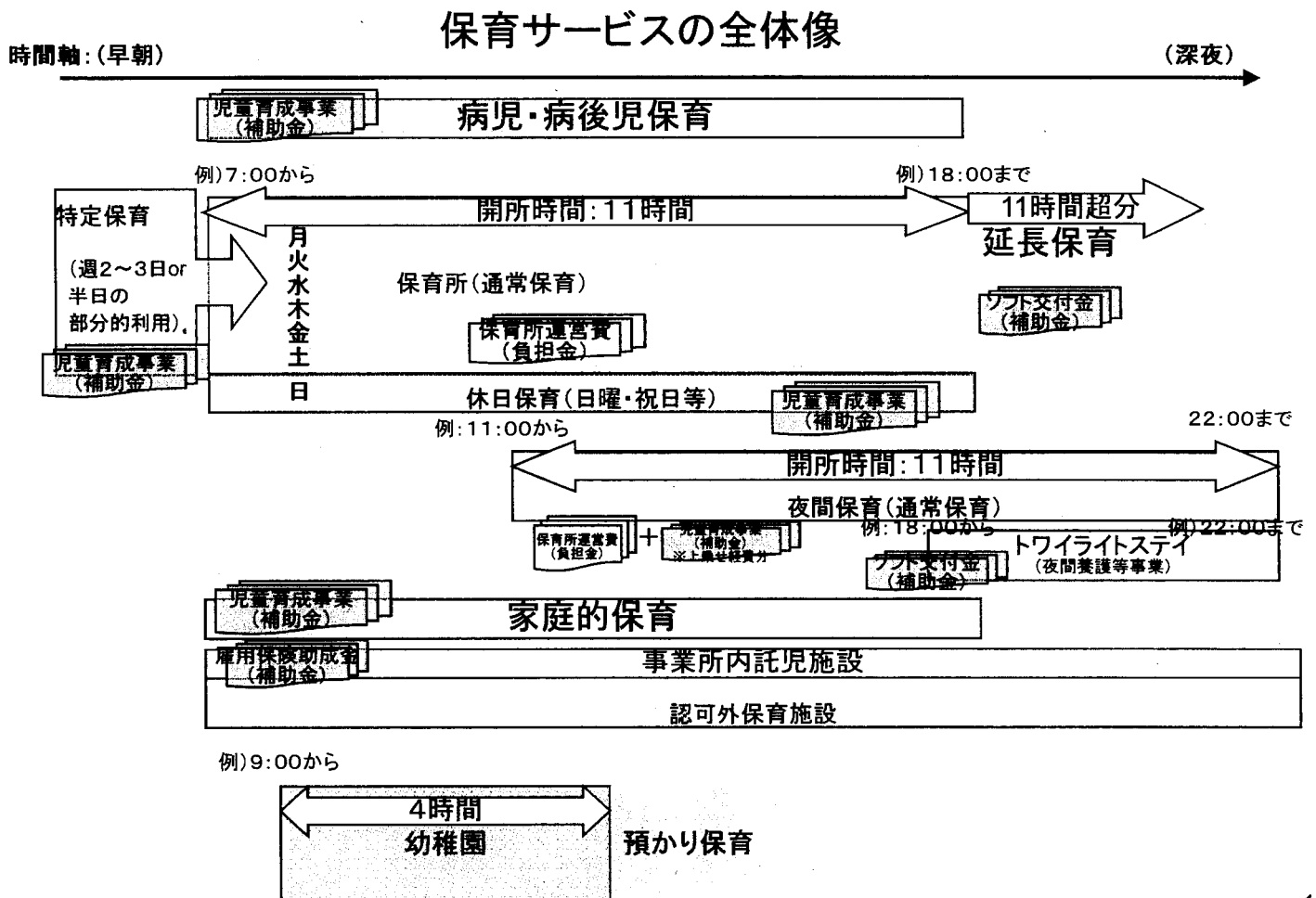
人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討する。

新制度における公的保育サービス類型のイメージ





多様な保育関連給付メニュー について(参考資料)



多様な保育の取組の現状

《事業名》	《事業内容》	《実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数: 22,925箇所 利用児童数: 204万人 (平成21年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	927箇所 (平成20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	77か所 (平成20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の0.34% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	1,057か所 (H20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.6% ◆ 1市区町村当たり0.58か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	1,164箇所 (H20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童1,753人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.64か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数: 130人 利用児童数: 491人 (H20年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.07人

注: 市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(確定値)」)。

2

保育所(認可保育所)

(1) 概要

① サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。
(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

② 実施状況

・実施箇所数: 22,925箇所(H21.4現在)
・利用児童数: 約204万人(H21.4現在)

(2) サービス提供・給付責任

- 市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。
(※ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)
- 入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。
また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

② 施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(※「安心こども基金」)
《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人(※株式会社・NPO法人は補助対象外)
《国庫補助単価》定員90名の保育所を整備する場合の例 1施設当たり8000万円(事業費ベース1億6000万円)
《費用負担》定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当(交付要綱の規定に基づく嵩上げ 国2/3相当、市町村1/12相当、設置者1/4相当)
(※公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。)

3

(4) 事業開始規制等

- ① 市町村が実施する場合
…都道府県知事に対する届出
- ② 民間主体が実施する場合(※主体制限はなし)
…都道府県知事の認可

(5) サービス利用の仕組み

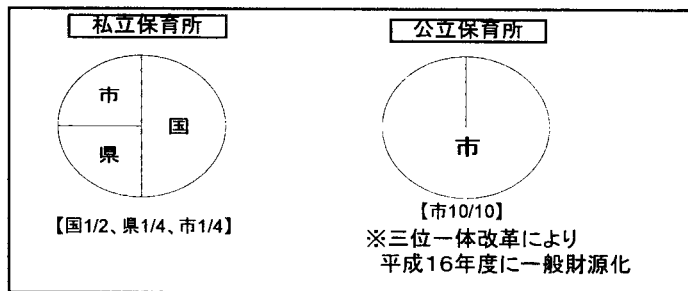
- ① サービスの必要性の判断
 - ・市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
 - ・具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。
- ② サービス利用の流れ
 - ・保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。
(市町村と保育所の間は委託関係)
- ③ 利用料
各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)
0歳児3人:保育士1人 / 1・2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人
- ② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)
《0・1歳児》 乳児室(1.65㎡以上/人)・ほふく室(3.3㎡以上/人)・医務室・調理室・便所
《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98㎡以上/人)・屋外遊戯場(3.3㎡以上/人)・調理室・便所
- ③ その他
 - ・「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。
 - ・保育所版の第三者評価基準を作成

(7) 費用負担

- ① 運営主体に対する支払い
「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。
(※利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)
- ② 費用負担
「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



- ③ 費用額
費用額(全体):約1兆8200億円
公費負担総額:約1兆400億円 (H21予算ベース(公立分は推計による)) ※残余(7800億円)は利用者負担

(8) その他

- 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業

② 実施状況

・実施箇所数:15,076箇所(民間分:H19年度交付決定ベース、公立分:厚生労働省保育課調べ)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

6

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断 / ② サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

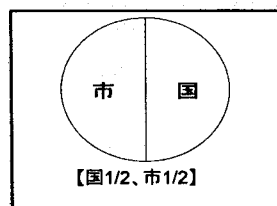
① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21年度予算ベース))の内数

7

休日・夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育:日曜・祝日等の保育を行う事業(※年間を通じて開所する保育所が実施)
夜間保育:22時頃までの夜間保育を行う事業(※開所時間は概ね11時間)

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育:927箇所、 夜間保育:77箇所 (H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

8

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断 / ② サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

休日保育事業:対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業:保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

休日保育:【認可保育所】117.6~318.9万円、【認可保育所以外】63~220.5万円 (利用児童数に応じた実績払い)

夜間保育:【認可保育所】246万円、【認可保育所以外】150万円

(注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

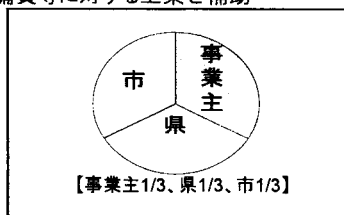
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育:約40.1億円/夜間保育:約3億4千万円(H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育:約20.1億円/夜間保育:約3億4千万円(H21年度予算ベース)※休日保育の残余は利用者負担



9

特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 1,057箇所 (H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

10

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断 / ② サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

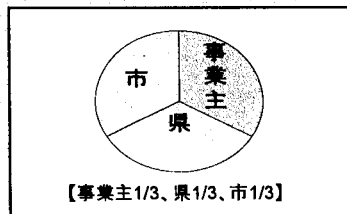
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約31.5億円 (H21年度予算ベース)
《公費負担総額》 約15.8億円 ※残余は利用者負担

11

家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:130人 (H20年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数491人 (H20年度交付決定ベース) ※H21年度予算で利用児童数を5000人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。

(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

12

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

② サービス利用の流れ/③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 家庭的保育者:53,400円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約460万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:約170万円(家庭的保育者10人を支援する場合)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

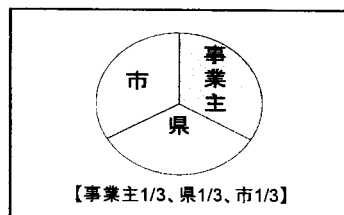
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約75億円 (H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 約43億円 (H21年度予算ベース) ※残余は利用者負担



13

一時預かり事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 7,651箇所 (H20年度交付決定ベース)

※ 一時預かり事業には、保育所型(保育所で実施)と地域密着型(地域子育て支援センター等で実施)がある。また、一時預かり事業(地域密着型)に類するものとして、有資格者(保育士)を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型を創設)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

14

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業を実施する場合には、保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 45~783万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

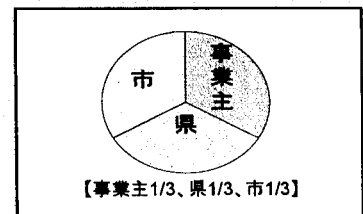
※ 一時預かりに類するものとして事業を実施する場合には、
一時預かり事業の9割相当(予算事業)

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約151億円 (H21年度予算ベース)
《公費負担総額》 約75億円 ※残余は利用者負担



15

保育所の分園方式

目的

保育所分園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

具体的内容

1. 対象施設

分園となる保育所は複数設置することができることとする。

2. 定員

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可であれば30人以上とすることができる。

3. 職員

最低基準を満たしかつ2人以上の必要な保育士を配置。

4. 管理・運営

児童の処遇や保護者等との連絡体制等を十分確保して、さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している場合にあっては夜間保育を行うことができる。また、公立保育所の分園にあっては他の主体に委託することができる。

5. 構造及び設備

保育所に関する児童福祉施設最低基準によることを基本とする。

ただし、設備の基準については調理室は設けないことができるとともに、必要な医薬品を備えていれば医務室を設けないことができる。

また、分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及 その他夜間保育に必要な設備、備品を備えていること。

家庭的保育事業の体系



家庭的保育者研修

1 基礎研修 (すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得)
[家庭的保育者の就業前研修]

科目名	区分	時間	内容	
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦ところと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実技	120分	
	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト	
家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理	

科目名	区分	時間	内容	
家庭的保育の実践	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身と家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ~事例を通して考える~
	子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば 家庭的保育所で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び -日本の優れた人育て法を用いる-
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演習	30分~60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討議	演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方
	見学実習	実習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)
実施自治体の制度について(任意)	講義	60分~90分	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などについて	

時間合計：2.1時間+2日以上

18

2 認定研修 (保育の知識・技術等の習得)

科目名	時間
子ども家庭福祉 (「児童福祉・社会福祉」関連)	4時間
子どもの心身の発達と保育 (「発達心理学」関連)	8時間
子どもの健康管理 (「精神保健」・「小児保健」関連)	8時間
子どもの栄養管理 (「小児栄養」関連)	6時間
子どもの安全と環境 (「小児保健」・「養護原理」関連)	8時間
子どもの保育 (「保育原理」・「教育原理」関連)	6時間
保育実習(Ⅰ) (連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習)	48時間
保育実習(Ⅱ) (連携保育所又は認可保育所において実習) [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)の者を除く。]	20日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)

時間合計：88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者(1年未満)
[看護師、幼稚園教諭を除く]

時間合計：88時間+20日

3 フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数2年未満の者]

目的・内容
(目的) ・基礎研修において修得した内容を実践した上での、疑問・悩みの解消 ・関係する行政機関との連携関係の構築 ・家庭的保育者間の連携関係の構築
(内容) 家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修 [例] ・保育内容の相談(異年齢保育等) ・避難経路の確保、避難訓練等の計画 ・記録等の書類の作成方法 ・経理方法等の指導 など

時間：各回概ね2時間

4 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科目名	時間
最近の児童福祉行政	1時間
家庭的保育の運営・管理	2時間
子ども(3歳未満児)の心身の発達と保育	3時間
子ども(3歳未満児)の健康管理	3時間
子ども(3歳未満児)の栄養管理	3時間
子ども(3歳未満児)の安全と環境	3時間
保護者理解と対応	3時間

時間合計：18時間

[保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士]

区分	内容
講義	①子ども家庭福祉の動向（施策） ②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向 ③関係機関・施設や地域とのかかわり ④保育ソーシャルワーク（講義・演習） ⑤相談援助技術（講義・演習） ⑥スーパービジョン（目的、方法） ⑦ソーシャルアクション ⑧苦情解決と第三者評価 ⑨家庭的保育の運営・管理 ⑩子どもの心身の発達と保育 ⑪子どもの栄養・健康管理 ⑫子どもの安全と環境 ⑬保護者理解と対応
実習	

家庭的保育	
形態	家庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育
子どもの保育の特徴	少人数による個別対応（一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応） ○十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成。 ○一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応。 ○食事、授乳、排泄等生活面の個別対応による子どもの状態の的確な把握。 ○子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開。 ○子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。
保育の環境	家庭的で温かな環境 ○子どもにとって親しみやすく安心感が得られる家庭の雰囲気や室内環境。 ○生活者である家庭的保育者の生活感や暮らしを彩る様々な配慮がある。 子どもの健康と安全を守るための配慮 ○室内外の衛生及び安全管理や危険防止策の必要性（生活空間を保育環境として見直す） 地域の環境との関わり ○近隣の子育て家庭や住人との親密な関わりがある。 ○地域の関係機関や保育所との連携も可能。
保護者との関わり	少人数による個別対応（保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応） ○日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。 ○同じ保育者が一日を通して子どもをみる。 ○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能。 ○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。

認可外保育施設に関連する現行制度

（認可外保育施設の類型）

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設（ex:院内保育施設等）
 - (2) ベビーホテル（※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設）
 - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。（ex:東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」）
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型（幼稚園型又は地方裁量型）があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

（認可基準・定員規模）

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われない。（※児童福祉施設最低基準）
 - ※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準)
※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護資格が必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 1.65㎡/人 ・ ほふく室 3.3㎡/人 ・ 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ・ 屋外遊戯場 3.3㎡/人 ・ 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室 1.65㎡/人 ・ 調理室、便所
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具、非常口等の設置 ・ 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具、非常口等の設置 ・ 定期的な訓練の実施
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防火処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防火処理
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 ・ 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な栄養量を含有 ・ 孤立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣質な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設への対応の概要

- ① 認可化へ向けた補助事業
 - 認可化移行促進事業 (20年度予算額13百万円 → 21年度予算額13百万円)

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。
- 認可外保育施設の衛生・安全対策 (20年度予算額23百万円 → 21年度予算額17百万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離。

- 保育所体験特別事業 (20年度予算額300百万円 → 21年度予算額253百万円)

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

- 保育従事者研修事業 (20年度予算額49百万円 → 21年度予算額50百万円)

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

- ② 多様な保育ニーズに対応するための補助事業
 - 一時預かり事業(地域密着型) (20年度予算額0百万円 → 21年度予算額197百万円)

一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。
- 休日・夜間保育事業 (20年度予算額576百万円 → 21年度予算額784百万円)

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、平成21年度より、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とする。

事業所内保育施設設置・運営等助成金の概要

○ 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部や保育遊具等購入費用の一部を支給するもの。

	助成率等	助成限度額		
①設置費	2分の1 (中小企業:3分の2)	2,300万円		
②増築費	2分の1	増築	1,150万円 5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備	
		建替え	2,300万円 (5人以上の定員増を伴う建替え)	
③運営費	(大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1 (中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1		1年目～5年目	6年目～10年目及び(※2)
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円	規模に応じ 最高 676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円	上記それぞれの型の運営に係る額 +110万円
④保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円		

(※1)このほか、平成20年度で廃止となった両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の経過措置分として、918百万円を計上している。

(※2)両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設設備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合

24

病院内保育所事業について

子供を持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部(保育士等の人件費等)や、開設に当たっての施設整備について補助を行う。

○ 平成22年度要求額 2,192百万円(平成21年度予算額 1,994百万円)

※ 22年度要求において、

1. 補助基準額の更なる嵩上げ

- ・ 保育士1人当たりの補助基準を 180,700円/月 → 188,650円/月
- ・ 24時間保育等基準 20,080円/日 → 20,950円/日

2. 児童保育への補助を新設

- ・ 専任の職員を配置し児童保育を実施する場合 238,560円/月

※ 20年度予算において「緊急一時保育」及び「開設のための施設整備費」も補助対象とした

○ 補助率 1/3(国1/3、県1/3、事業者1/3)

○ 平成22年度要求内訳 運営費:1,257百万円(対象か所数1,132か所→1,150か所)

24時間保育:783百万円(対象か所数655か所→623か所)

病児等保育:44百万円(対象か所数56か所→57か所)

緊急一時保育:31百万円(対象か所数25か所→25か所)

児童保育:76百万円(対象か所数80か所)

※ 運営費等は民間医療機関のみ対象、施設整備費は公的及び民間医療機関のみ対象

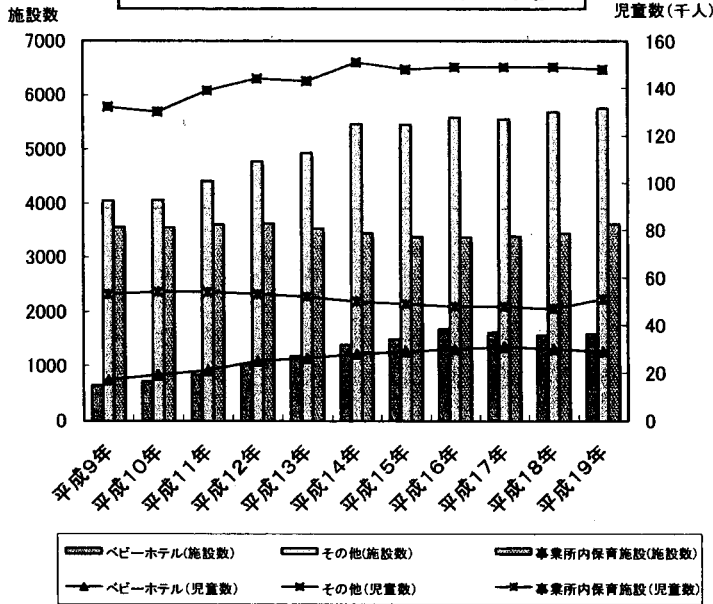
※ 院内保育を実施している病院数 2,754か所(平成17年医療施設調査・病院報告)

25

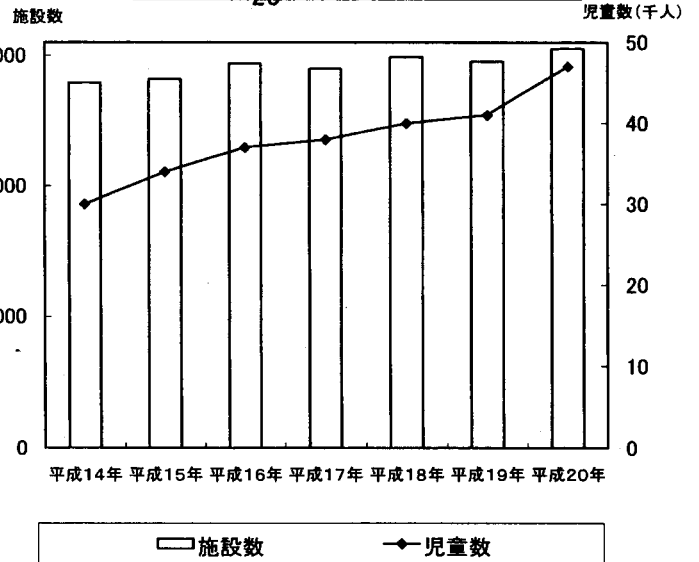
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室等」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



うち自治体単独保育室等の推移

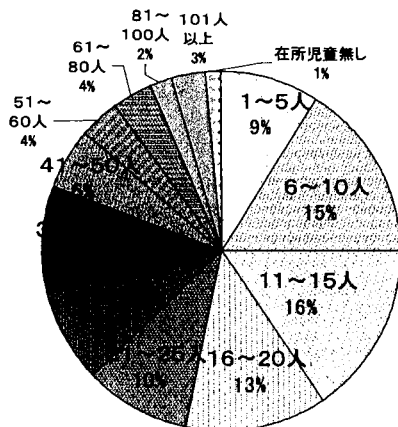


(資料) 保育課 26

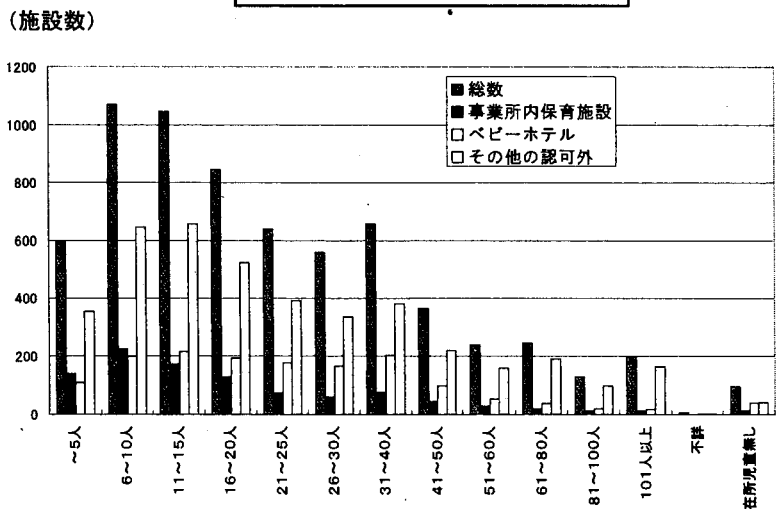
認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の在所児童数規模別の構成比



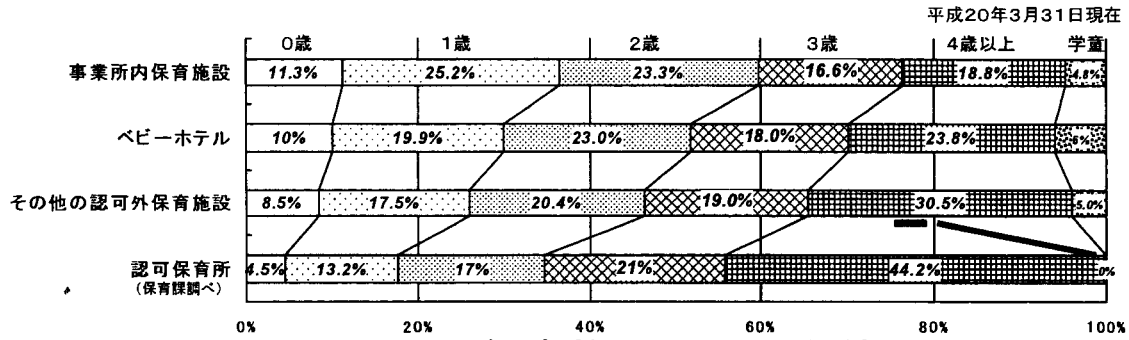
認可外保育施設の在所児童数規模別の分布



(資料) 平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：％、ポイント)

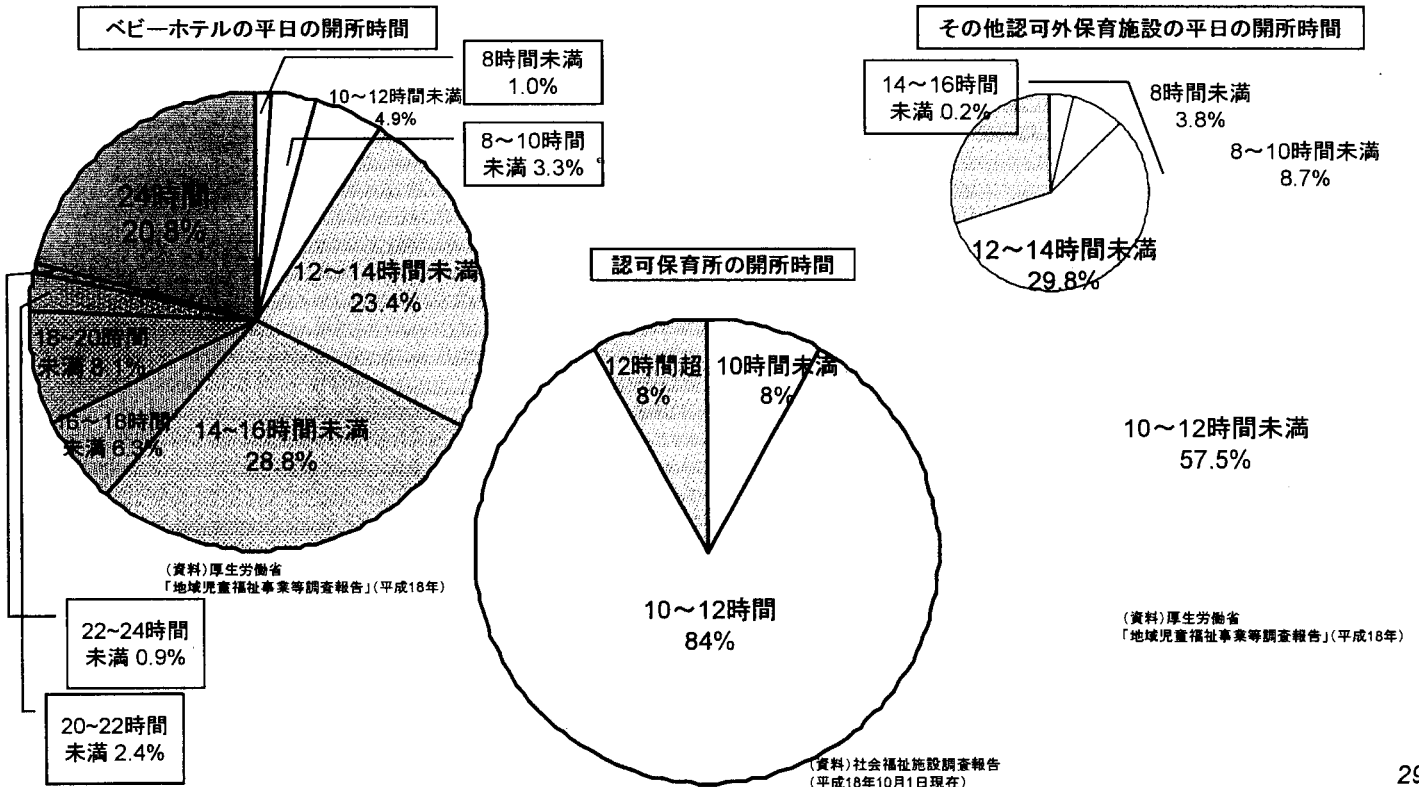
各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 28

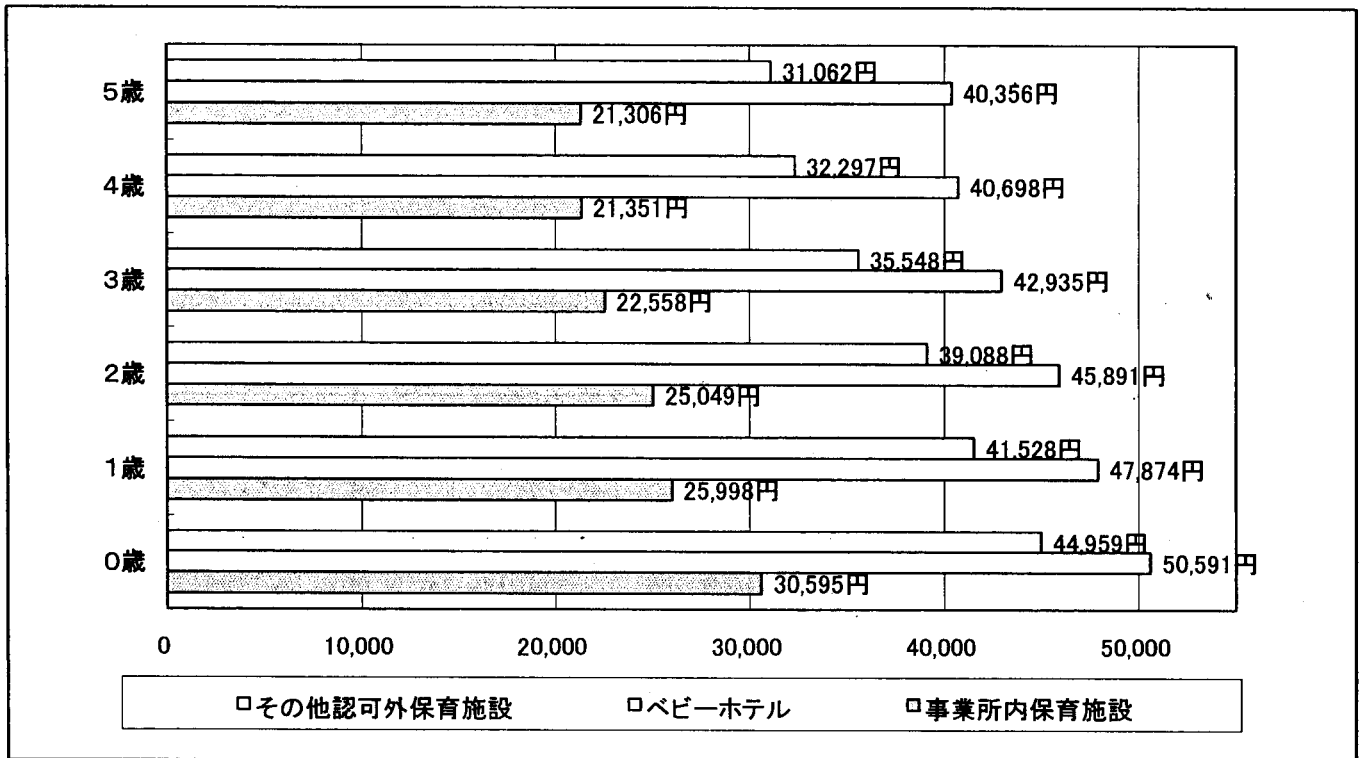
認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。



認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3~5万程度の水準となっている。



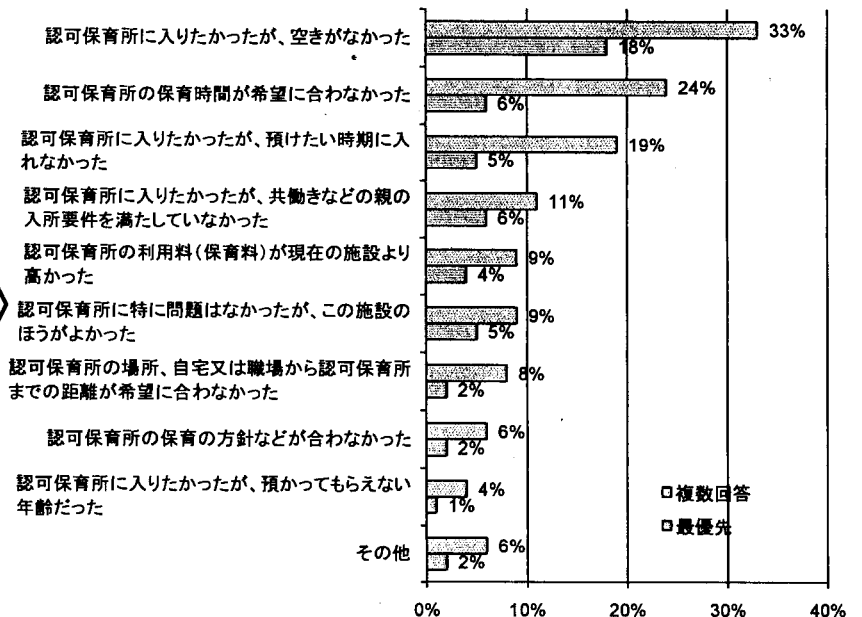
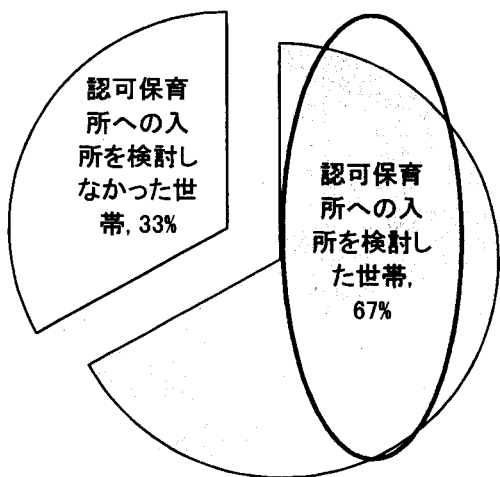
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)³⁰

認可外保育施設の利用者の選択の現状① (認可保育所を検討した者)

○ 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所を検討した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
 ○ 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが5割以上を占める(複数回答)。

認可外保育施設の入所に際して
認可保育所を検討したか

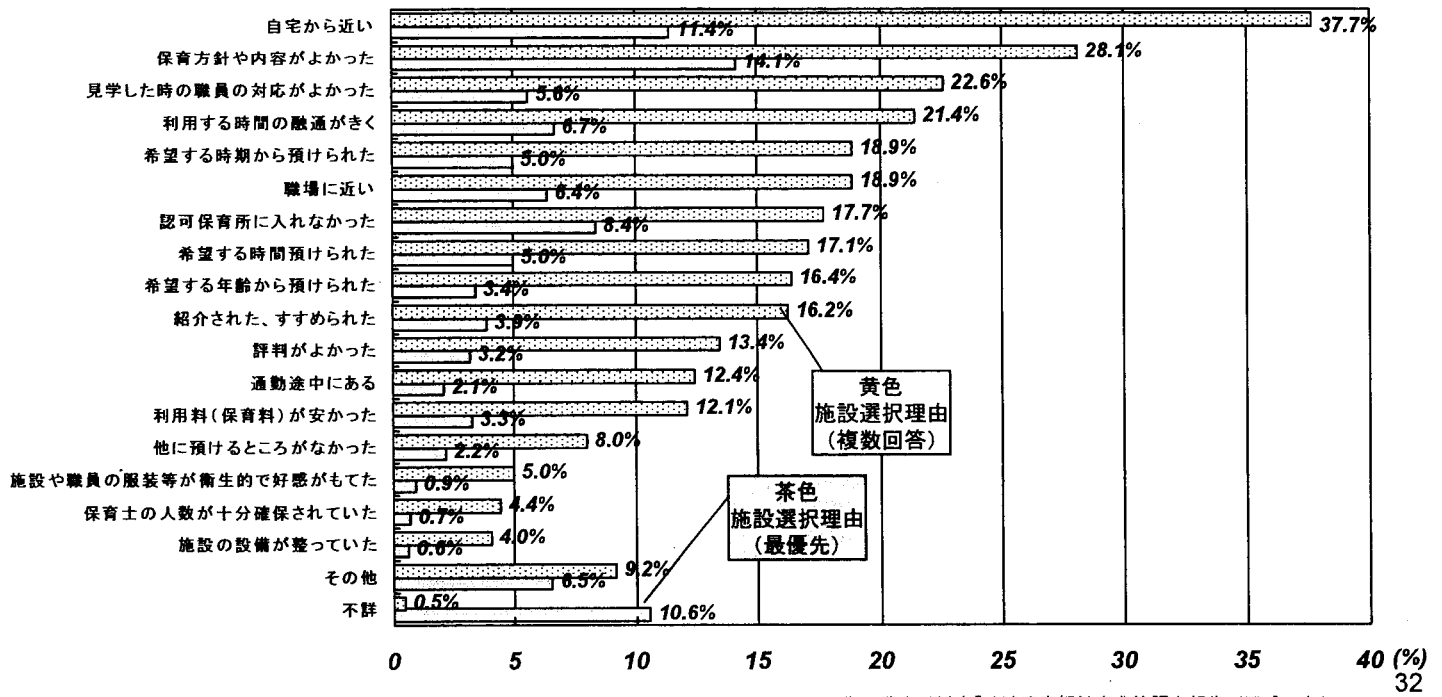
認可保育所を検討した上で
認可外保育施設の入所に至った理由



(資料) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成19年)³¹

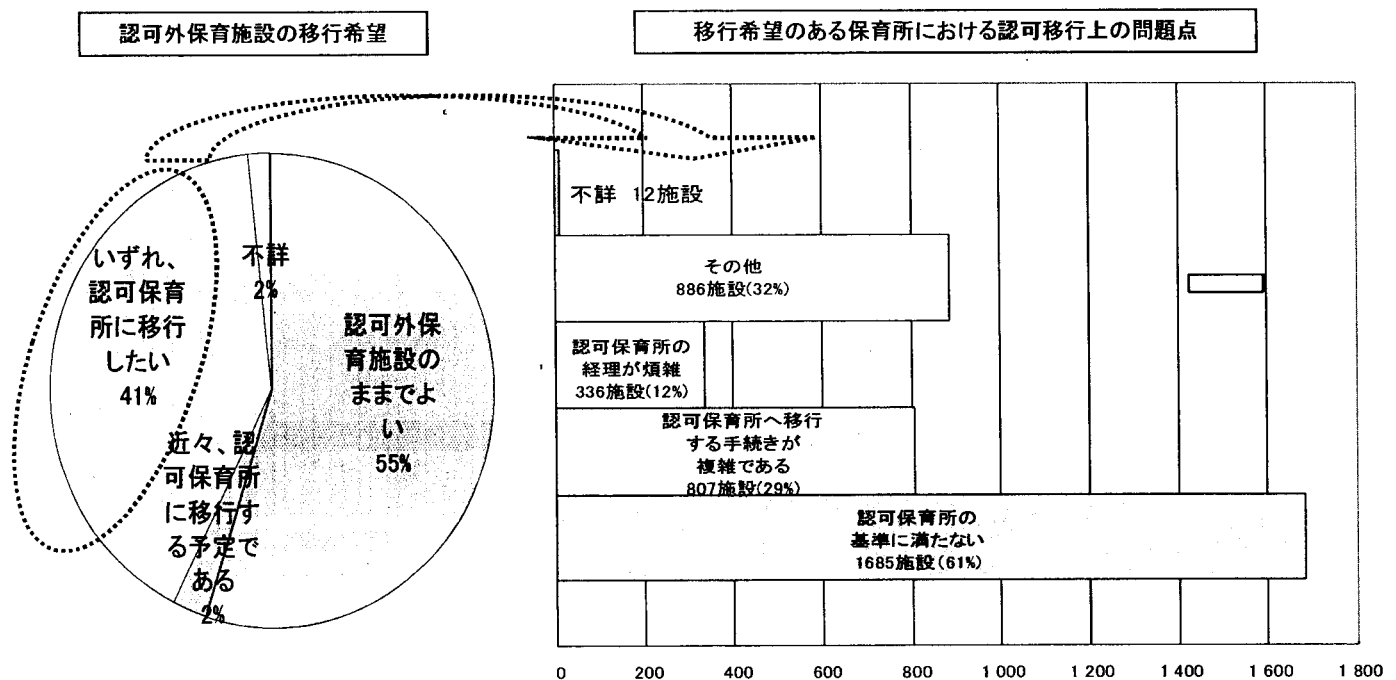
認可外保育施設の利用者の選択の現状 ② (全体)

○ 認可外保育施設の利用者全体(※認可保育所と比較したかどうかを問わず、認可外保育施設を積極的に選択した者を含む)の選択理由を見ると、「自宅から近い」が多く、地理的要素が保育所選択において重視されている。また、「保育方針や内容」で認可外保育施設を選択しているケースも多い。



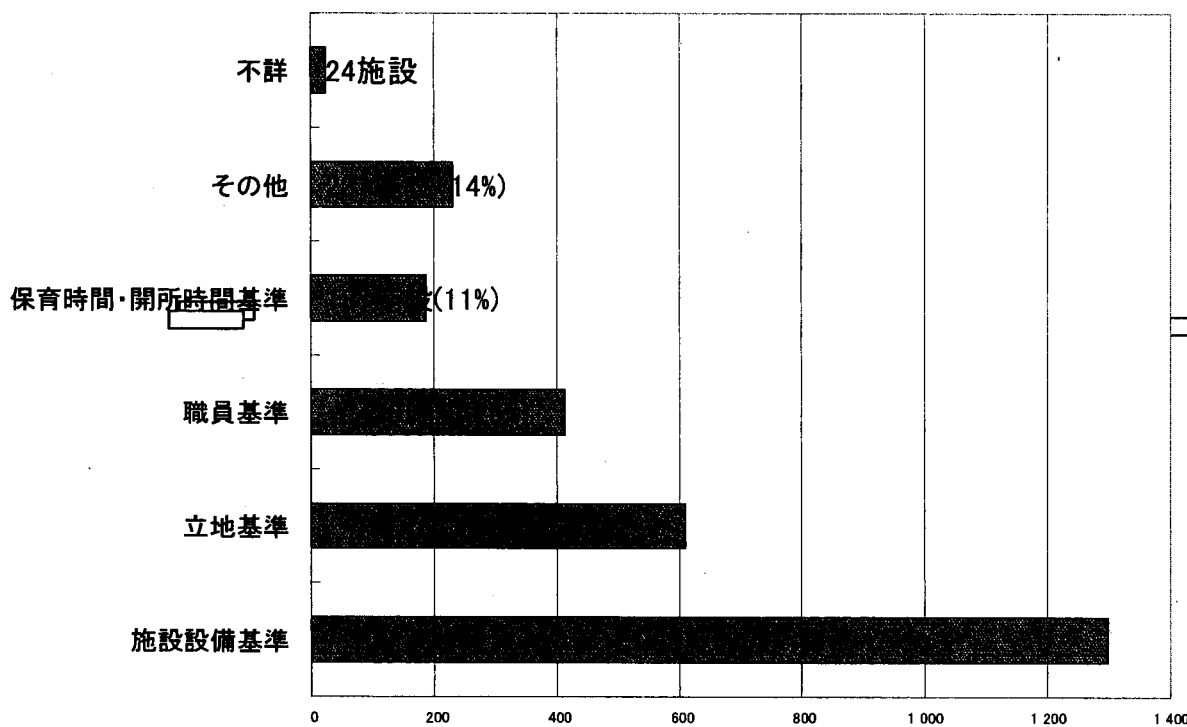
認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

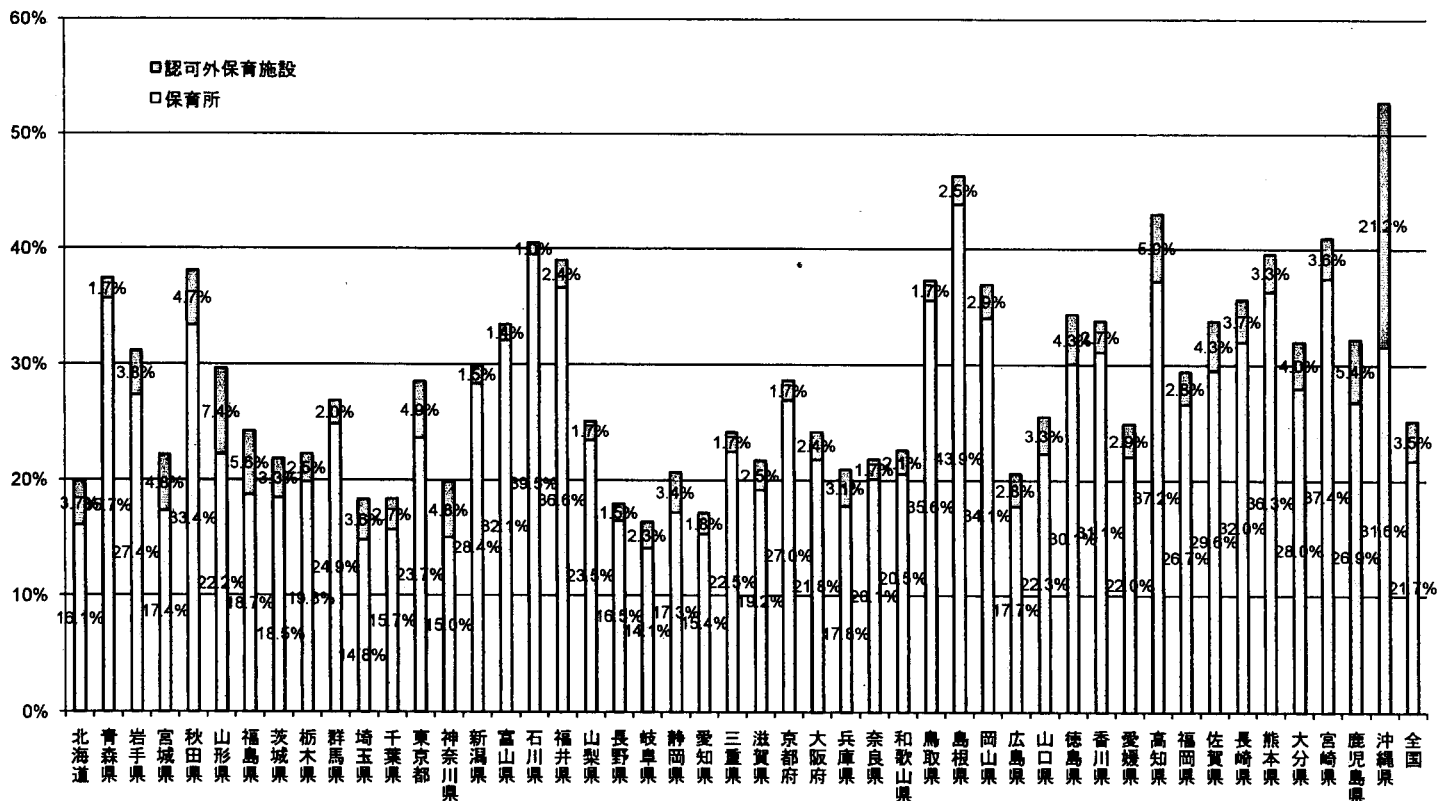
○ 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



34

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】
 ※【保育所利用児童(3歳未満児)】：福祉行政報告例【厚生労働省(平成21年4月1日現在)】
 ※【認可外保育施設利用児童数(3歳未満児)】：厚生労働省保育課調べ(平成20年3月31日現在)
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

35

人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

- 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。
- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
 - (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
 - (3) 定員20人以上
 - (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

平成19年10月1日現在

定員規模別	実数			構成比		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営
～30	1,213	542	671	5.3%	4.8%	5.8%
31～45	2,016	1,127	889	8.8%	10.0%	7.7%
46～60	4,696	1,971	2,725	20.6%	17.5%	23.5%
61～	14,913	7,600	7,313	65.3%	67.6%	63.1%
計	22,838	11,240	11,598	100.0%	100.0%	100.0%

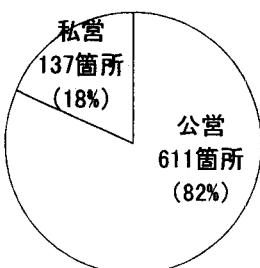
36

資料：平成19年社会福祉施設等調査

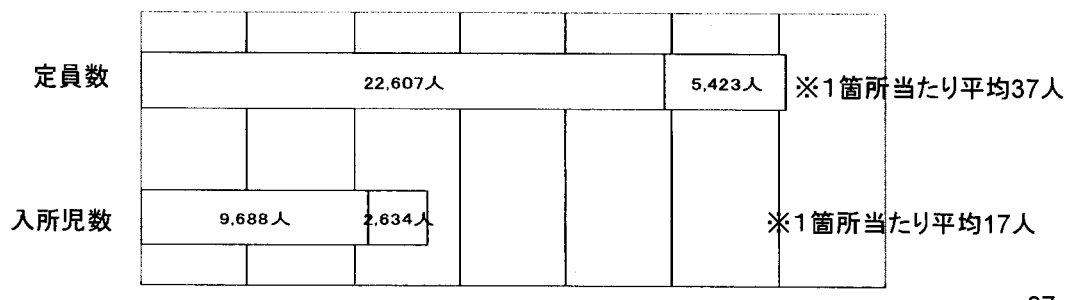
人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

- へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。
- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
 - ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
 - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
 - ③ ①・②を受けることとなる地域内
 - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
 - (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
 - ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
 - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
 - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
 - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
 - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
 - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること
- 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



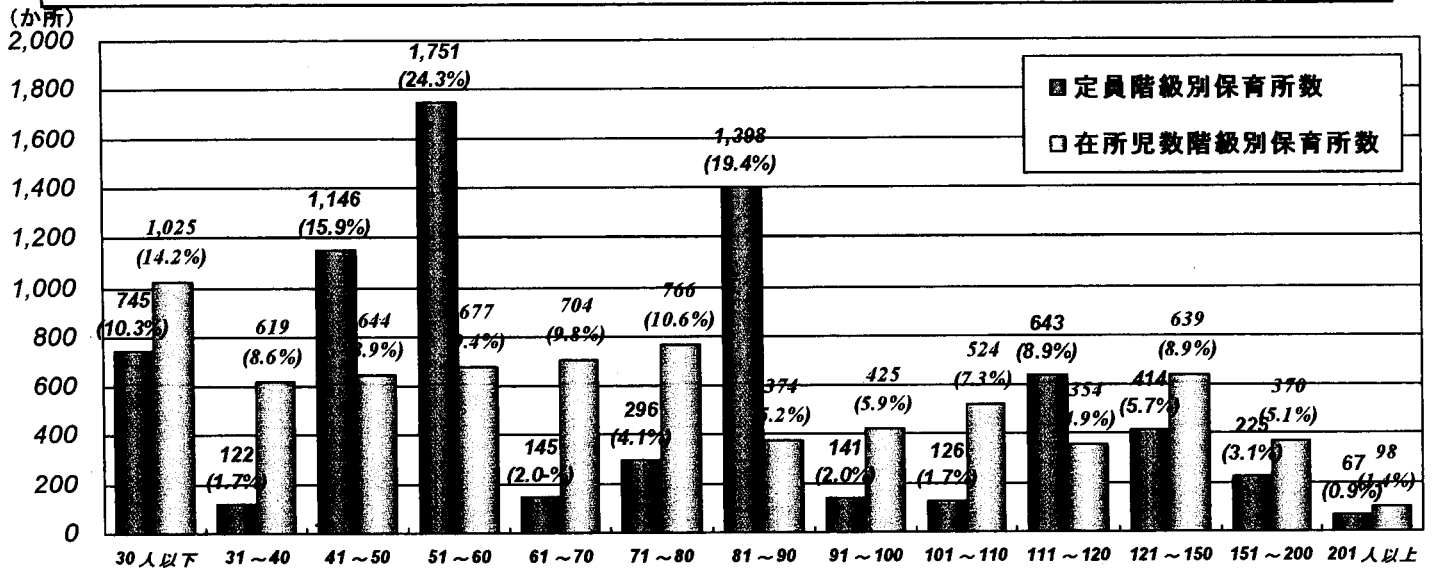
【へき地保育所の定員・入所児数】



※なお、次世代育成支援対策交付金の平成19年度交付決定数は605箇所

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



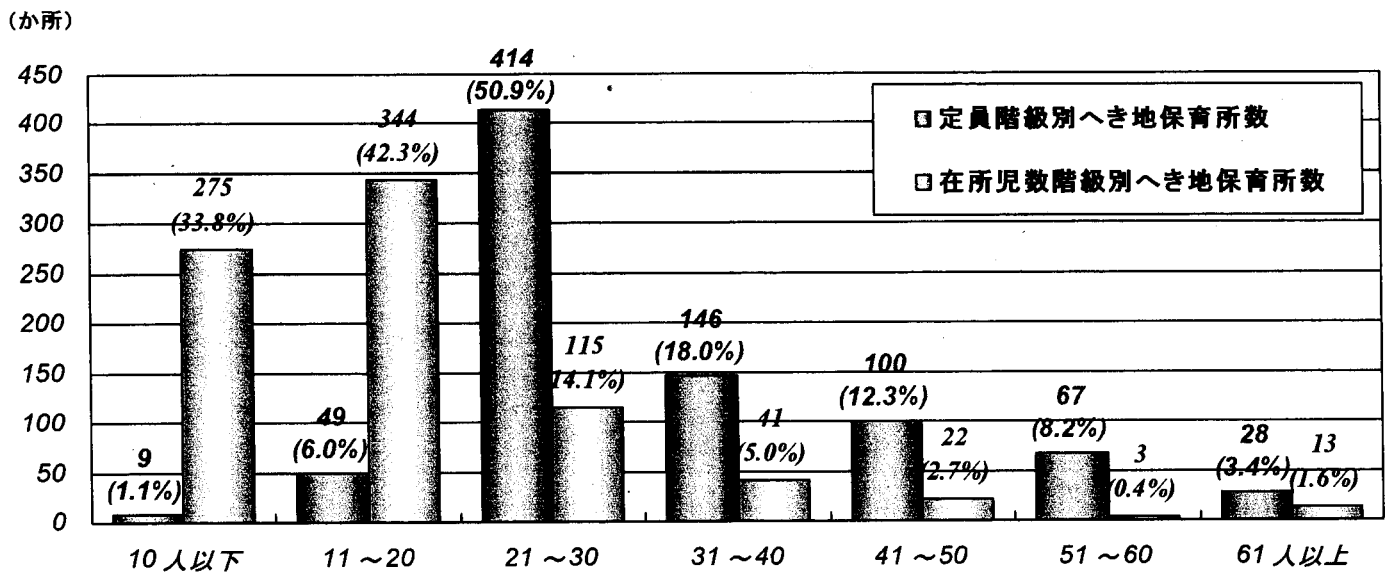
(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員
規模別分布

定員60人以下 : 35.3%	定員61～90人以下 : 27.6%	定員91～120人以下 : 22%	定員120人超 : 15%
-----------------	--------------------	-------------------	---------------

へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.6
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	31.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	63.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.6

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】

40

自治体の単独保育施設の概要について

東京都・認証保育所

趣旨	大都市特性の多様な保育ニーズに応えるために都独自の基準(認証基準)を満たして設置された保育施設。																						
設置主体	A型:民間事業者等 B型:個人																						
対象	A型:0~5歳 B型:0~2歳																						
規模	A型:20~120名 B型:6~29名																						
施設基準	認可保育所に準じた扱いとする。 ・面積基準 0歳児及び1歳児 A型3.3㎡/人、B型2.5㎡/人 2歳以上児 A型・B型ともに1.98㎡/人 ・職員配置 6割以上が保育士等 ・開所時間 13時間以上(月曜日から土曜日まで開所)																						
補助	【運営費】 (基本額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢 \ 定員</th> <th>30人まで</th> <th>31~60人</th> <th>61人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>126,770円</td> <td>105,800円</td> <td>96,180円</td> </tr> <tr> <td>1~2歳児</td> <td>86,780円</td> <td>65,810円</td> <td>56,190円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>57,250円</td> <td>36,280円</td> <td>26,660円</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>53,260円</td> <td>32,290円</td> <td>22,670円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上	0歳児	126,770円	105,800円	96,180円	1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円	3歳児	57,250円	36,280円	26,660円	4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円	【加算額】 ・定員45名まで:3,650円 ・定員46~60名:2,730円 ・定員61名:1,820円 ※その他、開設準備経費補助がある。
年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上																				
0歳児	126,770円	105,800円	96,180円																				
1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円																				
3歳児	57,250円	36,280円	26,660円																				
4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円																				
利用方法	施設と利用者との直接契約																						
利用状況	平成21年4月現在 施設数:448所 定員:14,161人 入所数:13,428人																						
利用料金	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収																						
地域外利用	補助対象は都内在住の児童 ※補助対象外児童の受入れは、各施設の判断による。																						

41

横浜市・横浜保育室

趣旨	保育に欠ける3歳未満の子どもが良好な環境で養育されることを目的とした事業であり、低年齢児の待機児童解消及び多様な保育ニーズに応えるため、横浜市独自の基準を満たしている認可外施設について、市が認定し助成する制度。
設置主体	個人、法人、任意団体
対象	助成の対象は0～2歳児（暫定的に3歳児も助成）
規模	3歳児未満が20人以上
施設基準	認可外保育所基準を遵守。 <ul style="list-style-type: none"> 面積基準 乳児・2歳未満 2.475㎡/人、2歳児 1.98㎡/人 職員配置 最低必要人数の3分の2以上は、保育士等 開所時間 原則として月～金 7:30～18:30（日中11時間以上） 土曜 7:30～15:30
補助	0歳児 月額 105,100円 1～2歳児 月額 79,100円（3歳児 暫定的に月額8,900円） ※障害児・時間外等に関する加算、家賃助成、設備助成などがある。
利用方法	施設と利用者との直接契約
利用状況	平成21年度 施設数:124所 定員 :4,087人 入所数 :3,329人
利用料金	3歳児未満は月額58,100円が上限（※一定の所得以下世帯や多子世帯には軽減制度あり）
地域外利用	助成は横浜市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。

42

仙台市・せんだい保育室

趣旨	認可外保育施設指導監督基準を上回る一定の基準を設け、それらの基準を満たす施設を認定し、運営経費の助成をすることにより、保育サービスの質の向上、保護者負担の軽減、保育基盤の整備を推進するもの。				
設置主体	個人又は法人				
対象	0歳児～未就学児				
規模	A型 45名以上 B型:10～59名				
施設基準	認可外保育所基準を遵守。 <ul style="list-style-type: none"> 面積基準 0歳児及び1歳児 A型:3.3㎡以上/人 B型:2.475㎡以上/人 2歳以上児 1.98㎡以上/人 職員配置 A型:全員有資格者(保育士等)、常勤職員:3分の2以上 B型:有資格者(保育士等)が3分の2以上、常勤職員:3分の1以上 開所時間 月～金 概ね7:00～20:00（B型は19:00）土曜 概ね7:00～18:00 				
補助		A型(定員45～60人)	A型(定員61人～)	B型	※その他、多子減免助成、延長保育助成、施設整備補助（A型対象）などがある。
	0歳児	118,440円	107,600円	55,400円	
	1・2歳児	54,150円	43,310円	32,900円	
	3歳児	32,030円	21,190円	16,100円	
	4歳児以上	26,410円	15,570円	13,900円	
利用方法	施設と利用者との直接契約				
利用状況	平成21年度(8月現在) 施設数:64施設 定員:2,347人 入所児童数:1,980人				
利用料金(月額)	0～2歳児:53,600円以下 3歳児:27,600円以下 4歳児以上:26,800円以下				
地域外利用	助成は仙台市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。				

48

趣旨	認可外保育施設における入所児童の処遇改善や保育の質の向上を目的として、浜松市が定める一定の基準をクリアする施設を認定し、助成する制度。																
設置主体	個人、法人、民間事業者等																
対象	0歳から就学前までの児童																
規模	I類:定員20人以上 II類:定員6人以上																
施設基準	認可外保育施設指導監督基準を遵守。 ・ 面積基準(保育室) I類 0、1歳児 3.3㎡/人 2歳以上児 1.98㎡/人 II類 全年齢 1.65㎡/人 ・ 職員配置 I類の場合2分の1、II類の場合3分の1以上が保育士又は看護師 ・ 開所時間 原則11時間以上																
補助	【運営費】 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">年齢</td> <td style="text-align: center;">0歳児</td> <td style="text-align: center;">1、2歳児</td> <td style="text-align: center;">3歳以上児</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認証区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I類</td> <td style="text-align: center;">34,320円</td> <td style="text-align: center;">18,690円</td> <td style="text-align: center;">9,710円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II類</td> <td style="text-align: center;">17,160円</td> <td style="text-align: center;">9,340円</td> <td style="text-align: center;">4,850円</td> </tr> </table> ※その他、施設整備費補助などがある。	年齢	0歳児	1、2歳児	3歳以上児	認証区分				I類	34,320円	18,690円	9,710円	II類	17,160円	9,340円	4,850円
年齢	0歳児	1、2歳児	3歳以上児														
認証区分																	
I類	34,320円	18,690円	9,710円														
II類	17,160円	9,340円	4,850円														
利用方法	施設と利用者との直接契約																
利用状況	H21.4.1現在 施設数:22施設 定員 :1,148人 児童数 :631人																
利用料金	入所時に3歳未満の場合は月額80,000円、3歳以上の場合は月額77,000円を上限とする																
地域外利用	助成は浜松市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。																

「認定こども園」制度の概要と現状①

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定
- ① 教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
 - ② 地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H21.4.1現在)
幼保連携型	幼稚園 ⇄ 保育所	幼稚園と保育所の補助の組合せ	158カ所
幼稚園型	幼稚園 → 保育所機能	幼稚園の補助制度	125カ所
保育所型	幼稚園機能 ← 保育所	保育所の補助制度	55カ所
地方裁量型	幼稚園機能 + 保育所機能	(一般財源)	20カ所
			計358カ所

「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	22	滋賀県	7
青森県	2	京都府	0
岩手県	7	大阪府	5
宮城県	1	兵庫県	19
秋田県	15	奈良県	1
山形県	7	和歌山県	4
福島県	8	鳥取県	0
茨城県	11	島根県	2
栃木県	7	岡山県	5
群馬県	18	広島県	12
埼玉県	8	山口県	2
千葉県	12	徳島県	2
東京都	33	香川県	1
神奈川県	19	愛媛県	8
新潟県	5	高知県	5
富山県	3	福岡県	13
石川県	5	佐賀県	10
福井県	2	長崎県	26
山梨県	1	熊本県	1
長野県	8	大分県	5
岐阜県	2	宮崎県	11
静岡県	2	鹿児島県	16
愛知県	5	沖縄県	0
三重県	0	合計	358

幼保連携推進室調べ(平成21年4月1日現在)

認定こども園への新たな財政措置

20年度1次補正予算：約21億円(文科省・厚労省合計)

20年度2次補正予算：「安心こども基金」1,000億円の内数(文科省・厚労省合計)

国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を図る

(注) 私立認定こども園への措置。公立認定こども園については、別途地方財政措置。

1. 国の財政支援

(1) 認定こども園施設整備費補助

幼保連携型、幼稚園型、保育所型への移行を促進するために必要な施設整備費を支援

(2) 認定こども園事業費補助

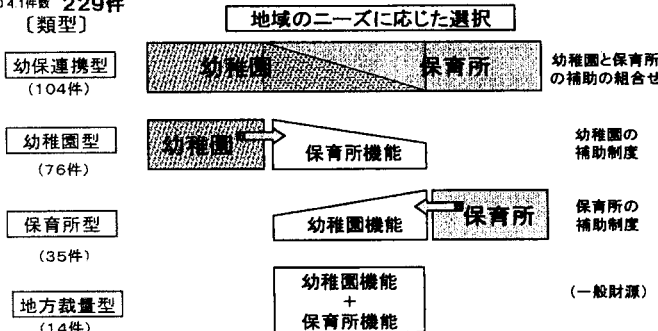
幼稚園型、保育所型の認可外部分(保育所機能、幼稚園機能)への事業費を支援

2. 地方財政措置

- ・1(1)(2)の地方負担について、地方財政措置
- ・地方裁量型について、地方公共団体が支援した場合に地方財政措置

認定こども園の類型と従来の財政措置

2041件数 229件
〔類型〕



新たな財政支援

← 1次補正+2次補正(施設整備費)

← 2次補正(都道府県における「安心こども基金」)の達成の一環として施設整備費・事業費を支援、事業期間：H20~22年度)

← 地方財政措置で対応

経済危機対策（安心こども基金部分）概要

安心こども基金の拡充

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。（約1500億円）

安心こども基金（平成20年度第2次補正予算）

1000億円の基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定こども園整備等事業
- 4 家庭的保育（保育ママ）改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

今回の経済危機対策における拡充（1500億円の増額）

- ① 保育サービス等の充実 … 雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての子ども・家庭への支援 … 創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等対策の拡充 … 厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 … 児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育（保育ママ）の拡大など、雇用情勢の悪化による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
（財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む）

③. 家庭的保育（保育ママ）事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

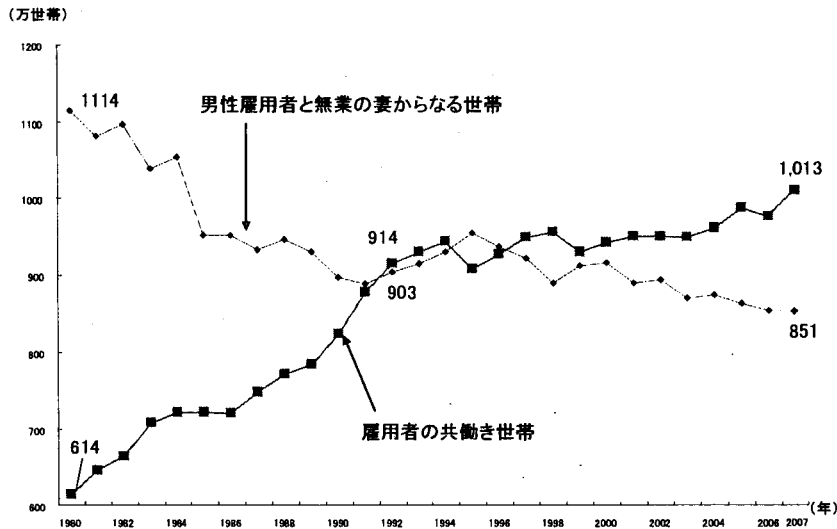
- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における研修支援・緊急環境整備

共働き世帯の増加

○ 従来は、共働き家庭は少なかったが、1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。



(備考)

- 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
- 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
- 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
- 昭和60年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
- 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

50

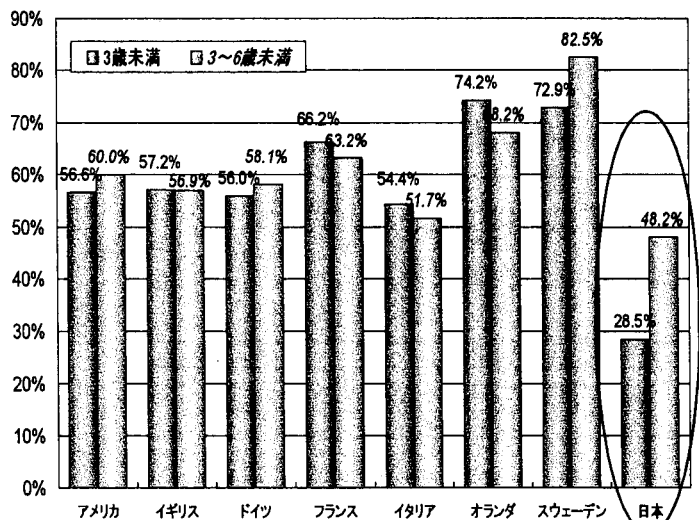
子どものいる女性の就業希望

○ 我が国では、諸外国に比べ、若い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)

	末子の年齢			
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4



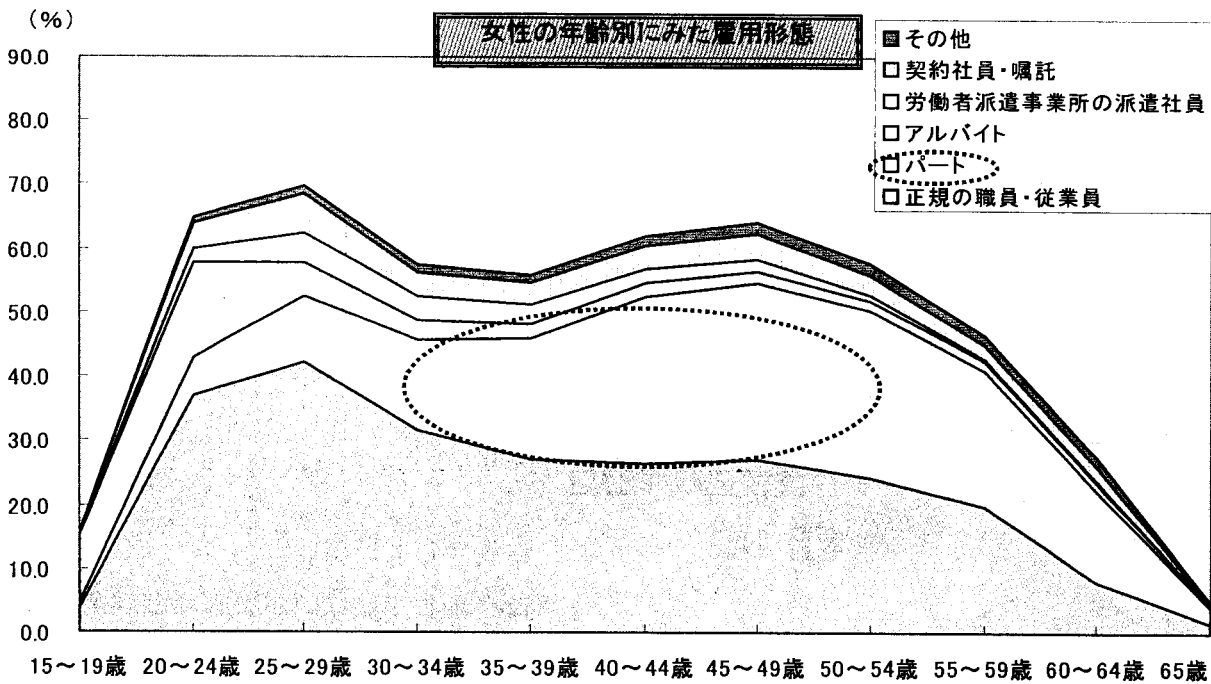
出典: 総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

出典: OECD: Society at a Glance 2005

51

女性の年齢別にみた働き方

- 女性の就業率自体は、25～29歳層をピークに、出産を契機とした退職等によって30～39歳層で下がり、その後、40～49歳層まで緩やかに上昇(M字カーブ)。
- ただし、雇用形態としては、20～29歳層は正規職員が主であるが、30歳以降、正規職員の割合は下がり続け、パートが増加。

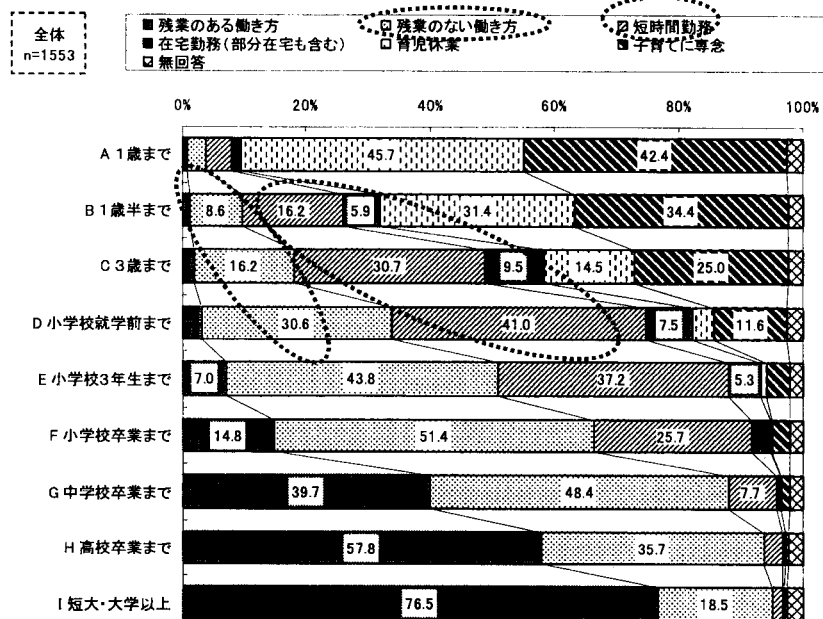


出典：総務省統計局「平成19年労働力調査」(詳細結果52)

育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)

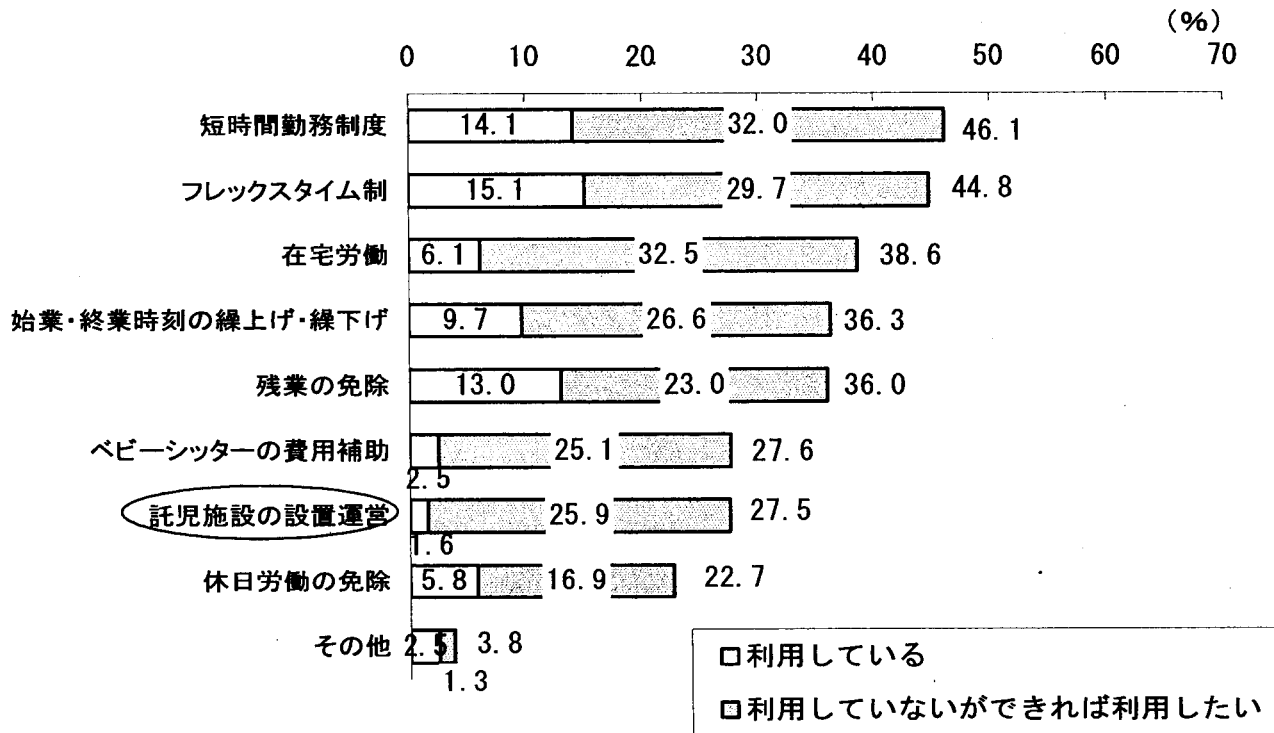
- 育児期の母親が希望する働き方を見ると、1歳～小学校就学までは「短時間勤務」を希望する人が最も多く、次いで「残業のない働き方」となっている。

子の年齢別にみた、子を持つ母親として望ましい働き方(従業員調査)

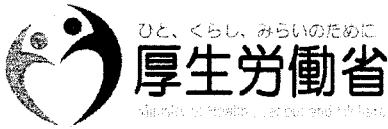


注：図表を見やすくするために、5.0%未満はデータを表示していない。

企業が行う育児支援制度で利用しているもの・したいもの



資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)
 (注) 就学前の子どもがいる雇用者に聞いたもの(複数回答)



Press Release

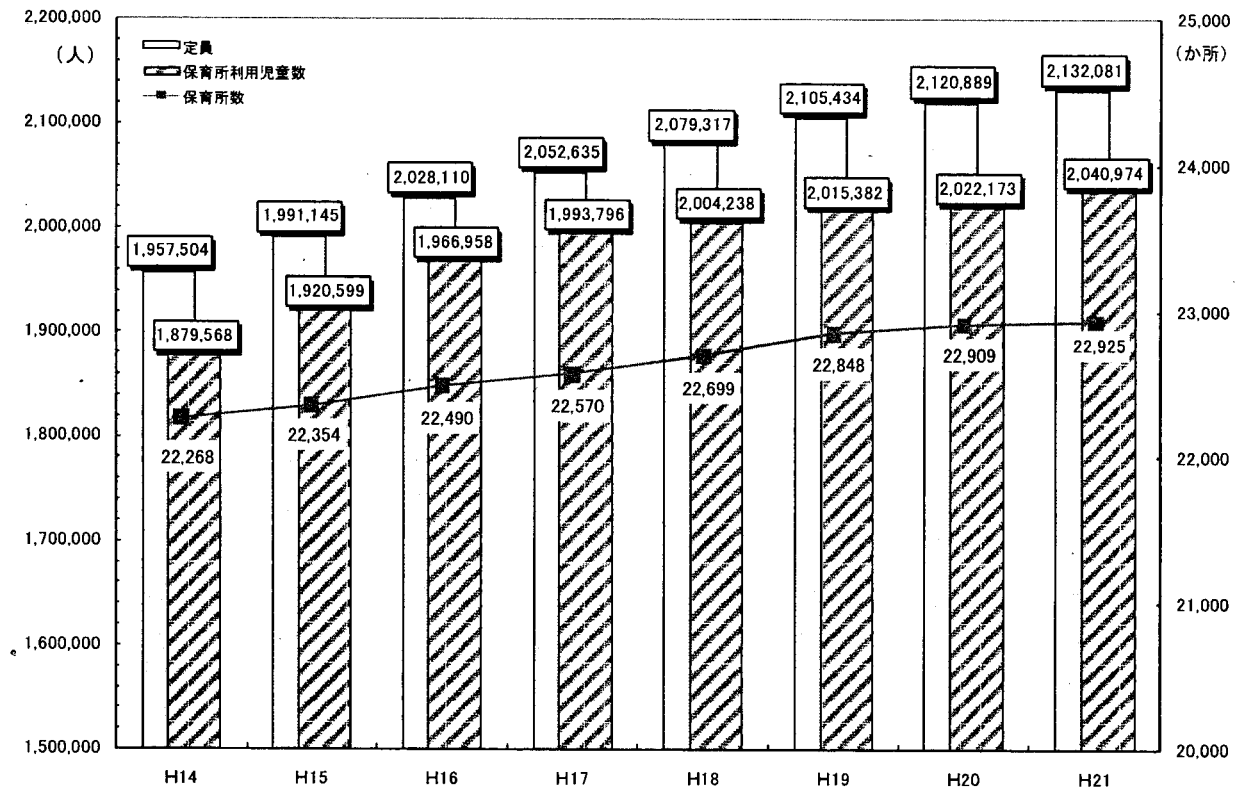
平成21年9月7日（月）
雇用均等・児童家庭局 保育課
電話：03(5253)1111
保育需給対策官：岩崎（内線7925）
担当係：保育係（内線7947）
直通：03(3595)2542

保育所の状況（平成21年4月1日）等について

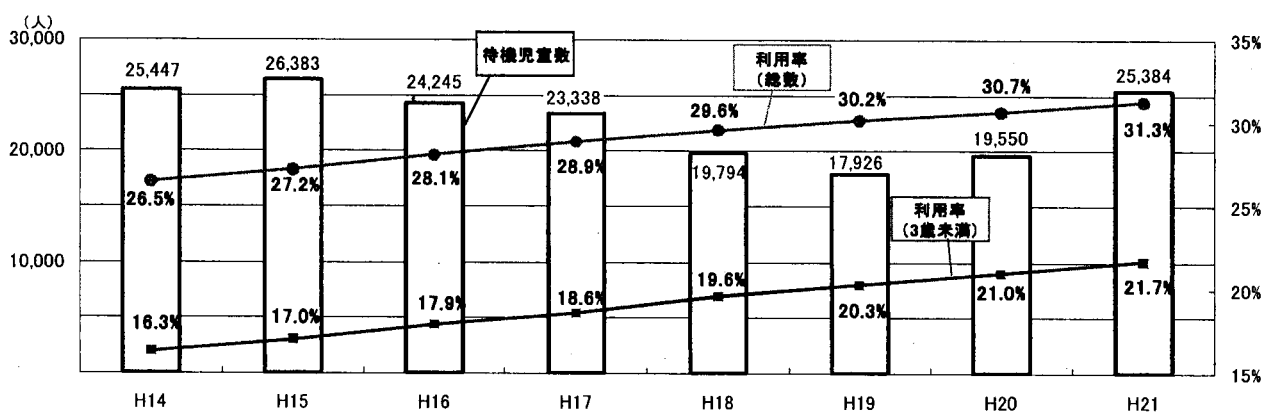
- 保育所定員は、この一年間で、1万1千人増加
平成20年4月の定員は212万1千人であったが、平成21年4月においては1万1千人増加し、213万2千人となった。
- 保育所利用児童（3歳未満児）の割合は、0.7%の増加
平成21年4月の保育所利用児童（3歳未満児）の割合は21.7%で、平成20年4月の21.0%から0.7%増加した。
- 保育所待機児童数は2年続けて増加
平成21年4月の待機児童数は5千834人増加し、2万5千384人となった。
- 特定市区町村は、101市区町村
特定市区町村（※）は、平成20年4月時点で84であったが、平成21年4月時点においては17増加（新たに特定市区町村になったもの24、特定市区町村から外れたもの7）し、101となった。
（※）児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村。

1. 保育所利用児童数等の状況

(保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移)



(保育所待機児童数及び保育所利用率の推移)



〔表1〕 保育所の定員・利用児童数等の状況

	保育所数	定員	利用児童数	定員充足率
平成20年	22,909	2,120,889人	2,022,173人	95.3%
平成21年	22,925	2,132,081人	2,040,974人	95.7%
うち公立	11,008	1,025,938人	901,141人	87.8%
うち私立	11,917	1,106,143人	1,139,833人	103.0%

① 保育所施設数

保育所の施設数は、2万2千925か所で、前年から16か所（0.07%）の増。

② 保育所定員

保育所の定員は、213万2千81人で、前年から1万1千192人（0.5%）の増。

③ 保育所利用児童数

保育所利用児童数は、204万974人で、前年から1万8千801人（0.9%）の増。

883市区町村において利用児童数が約3万4千人増加した一方、834市区町村において利用児童数が約1万5千人の減少。

④ 定員充足率

定員充足率（利用児童数÷定員）は95.7%で、0.4ポイントの増。

〔表2〕 年齢区分別の保育所利用児童の割合

	21年保育所利用児童の割合	20年保育所利用児童の割合
3歳未満児(0～2歳)	709,399人 (21.7%)	676,590人 (21.0%)
うち0歳児	92,606人 (8.4%)	88,189人 (8.1%)
うち1・2歳児	616,793人 (28.5%)	588,401人 (27.6%)
3歳以上児	1,331,575人 (40.9%)	1,345,583人 (40.0%)
全年齢児計	2,040,974人 (31.3%)	2,022,173人 (30.7%)

（保育所利用児童の割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数）

〔参考〕 年齢区分別の就学前児童数

	21年就学前児童数	20年就学前児童数
3歳未満児(0～2歳)	3,263,000人	3,223,000人
うち0歳児	1,101,000人	1,094,000人
うち1・2歳児	2,162,000人	2,129,000人
3歳以上児	3,257,000人	3,362,000人
全年齢児計	6,520,000人	6,585,000人

※人口推計年報（各年10月1日現在）

○ 保育所利用児童割合

就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）は31.3%で、前年の30.7%に比べ0.6%増加している。なお、3歳未満児の保育所利用児童割合は、21.7%で、前年の21.0%に比べ0.7%増加している。

2. 保育所待機児童数の状況

	21年4月1日(A)	20年4月1日(B)	差 引 (A-B)
待機児童数	25,384人	19,550人	5,834人

〔表3〕 年齢区分別の待機児童の割合

	21年利用児童数 (%)	21年待機児童数 (%)
低年齢児(0~2歳)	709,399人 (34.8%)	20,796人 (81.9%)
うち0歳児	92,606人 (4.5%)	3,304人 (13.0%)
うち1・2歳児	616,793人 (30.2%)	17,492人 (68.9%)
3歳以上児	1,331,575人 (65.2%)	4,588人 (18.1%)
全年齢児計	2,040,974人 (100.0%)	25,384人 (100.0%)

○ 年齢区分別待機児童数

低年齢児の待機児童数は全体の81.9%を占める。

そのうち、特に1・2歳児の待機児童数(1万7千492人)が多い。

〔表4〕 待機児童数の多い市区町村数

	市 区 町 村
待機児童数100人以上	62 (52)
待機児童数50人以上100人未満	39 (32)
待機児童数 1人以上 50人未満	276 (286)
計	377 (370)

()は20年4月1日の数値

○ 待機児童のいる市区町村数

待機児童がいる市区町村数は377(全市区町村の20.9%)で、前年より7の増。

保育計画を策定しなければならない待機児童が50人以上の市区町村は101。

500人以上の待機児童がいる市は、6市(仙台市、世田谷区、横浜市、川崎市、名古屋市及び大阪市)で、前年の4市(仙台市、横浜市、川崎市及び大阪市)と比べ2市の増。

[表5] 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	1,052,617人(51.6%)	20,454人(80.6%)
その他の道県	988,357人(48.4%)	4,930人(19.4%)
全国計	2,040,974人(100.0%)	25,384人(100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市・中核市含む)及びその他の政令指定都市・中核市の合計を見ると2万454人となり、全待機児童の80.6%を占める。

(データ出典)

保育所施設数、保育所定員及び保育所利用児童数

- ・・・18年以前—社会福祉行政業務報告(厚生労働省統計情報部)
- ・・・19年以降—福祉行政報告例(概数)(厚生労働省統計情報部)

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

就学前児童数・・・平成19・20年人口推計年報(総務省統計局(各年10月1日現在))

(資料1) 受入児童数(利用児童数)が100人以上増加した地方自治体

(平成21年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H21.4.1に おける対前年)		都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H21.4.1に おける対前年)
			人				人
1	神奈川県	横浜市	2,403	37	東京都	八王子市	164
2	神奈川県	川崎市	950	38	愛知県	豊田市	162
3	福岡県	福岡市	663	39	三重県	いなべ市	158
4	熊本県	熊本市	489	39	島根県	松江市	158
5	北海道	札幌市	446	41	沖縄県	浦添市	155
6	兵庫県	神戸市	423	42	鹿児島県	鹿児島市	154
7	大阪府	大阪市	418	43	東京都	世田谷区	152
8	宮崎県	日南市	413	44	埼玉県	川口市	149
9	東京都	江東区	394	45	奈良県	生駒市	147
10	新潟県	新潟市	380	46	兵庫県	伊丹市	146
11	大阪府	堺市	362	47	茨城県	牛久市	144
12	宮崎県	宮崎市	357	48	東京都	江戸川区	143
13	千葉県	千葉市	356	49	千葉県	柏市	142
14	京都府	京都市	339	50	千葉県	野田市	141
15	広島県	広島市	330	51	島根県	出雲市	129
16	東京都	品川区	268	52	北海道	旭川市	128
17	静岡県	焼津市	265	53	大阪府	八尾市	125
17	千葉県	船橋市	265	54	東京都	墨田区	123
19	大分県	大分市	262	54	石川県	白山市	123
20	栃木県	真岡市	254	56	埼玉県	草加市	122
21	福島県	福島市	239	56	千葉県	白井市	122
22	埼玉県	さいたま市	233	58	東京都	葛飾区	120
23	広島県	福山市	225	59	広島県	廿日市市	119
24	東京都	練馬区	212	60	東京都	杉並区	115
25	沖縄県	那覇市	203	61	岡山県	美咲町	114
26	千葉県	市川市	197	61	宮崎県	都城市	114
27	埼玉県	越谷市	194	63	滋賀県	草津市	112
28	神奈川県	相模原市	188	64	山梨県	甲府市	111
29	大阪府	茨木市	186	65	群馬県	太田市	110
29	愛知県	名古屋市	186	66	福岡県	粕屋町	109
31	静岡県	浜松市	174	67	東京都	足立区	108
31	滋賀県	大津市	174	68	東京都	板橋区	107
33	茨城県	つくば市	173	68	静岡県	富士市	107
34	大阪府	高槻市	168	70	静岡県	静岡市	105
35	東京都	北区	167	71	広島県	府中市	103
35	静岡県	藤枝市	167	71	宮城県	仙台市	103
					合計		17,767

(資料2) 市区町村別保育所利用児童数の増減

(平成21年度～平成20年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市	利用児童数の増加数	利用児童数の減少数	計	
	人	市区町村数	人	市区町村数							人
1 北海道	676	72	△ 951	87	△ 275	18	48	札幌市	446	446	
2 青森県	100	7	△ 632	31	△ 532	1	49	仙台市	103	103	
3 岩手県	198	16	△ 189	18	9	0	50	さいたま市	233	233	
4 宮城県	212	22	△ 123	13	89	0	51	千葉市	356	356	
5 秋田県	198	9	△ 207	14	△ 9	1	52	横浜市	2,403	2,403	
6 山形県	323	15	△ 230	17	93	3	53	川崎市	950	950	
7 福島県	407	26	△ 336	26	71	5	54	新潟市	380	380	
8 茨城県	1,134	25	△ 334	18	800	1	55	静岡市	△ 23	△ 23	
9 栃木県	365	19	△ 206	10	159	0	56	浜松市	174	174	
10 群馬県	448	17	△ 234	18	214	2	57	名古屋市	186	186	
11 埼玉県	1,566	46	△ 225	19	1,341	3	58	京都市	339	339	
12 千葉県	1,136	27	△ 344	25	792	1	59	大阪市	418	418	
13 東京都	3,370	48	△ 96	11	3,274	3	60	堺市	362	362	
14 神奈川県	585	20	△ 162	9	423	0	61	神戸市	423	423	
15 新潟県	252	15	△ 156	15	96	0	62	岡山市	91	91	
16 富山県	90	5	△ 277	9	△ 187	0	63	広島市	330	330	
17 石川県	277	10	△ 159	8	118	0	64	北九州市	△ 7	△ 7	
18 福井県	227	10	△ 74	7	153	0	65	福岡市	663	663	
19 山梨県	175	7	△ 337	19	△ 162	2	政令指定都市計		7,857	△ 30	7,827
20 長野県	305	28	△ 1,148	51	△ 843	0	66	旭川市	128	128	
21 岐阜県	202	12	△ 634	28	△ 432	1	67	函館市	△ 53	△ 53	
22 静岡県	302	16	△ 293	18	9	1	68	青森市	△ 48	△ 48	
23 愛知県	608	23	△ 1,195	32	△ 587	2	69	盛岡市	97	97	
24 三重県	340	12	△ 657	17	△ 317	0	70	秋田市	51	51	
25 滋賀県	228	9	△ 366	16	△ 138	0	71	郡山市	51	51	
26 京都府	502	17	△ 131	8	371	0	72	いわき市	78	78	
27 大阪府	1,000	23	△ 224	15	776	1	73	宇都宮市	39	39	
28 兵庫県	758	25	△ 240	11	518	1	74	前橋市	△ 25	△ 25	
29 奈良県	417	22	△ 195	9	222	7	75	川越市	57	57	
30 和歌山県	203	13	△ 186	14	17	2	76	船橋市	265	265	
31 鳥取県	162	8	△ 127	10	35	1	77	柏市	142	142	
32 島根県	578	15	△ 40	5	538	1	78	横須賀市	80	80	
33 岡山県	367	10	△ 196	13	171	2	79	相模原市	188	188	
34 広島県	359	6	△ 340	15	19	0	80	富山市	55	55	
35 山口県	184	9	△ 130	8	54	2	81	金沢市	60	60	
36 徳島県	125	10	△ 135	13	△ 10	1	82	長野市	△ 176	△ 176	
37 香川県	120	5	△ 195	11	△ 75	0	83	岐阜市	△ 11	△ 11	
38 愛媛県	102	4	△ 327	15	△ 225	0	84	豊橋市	△ 153	△ 153	
39 高知県	101	12	△ 330	19	△ 229	2	85	豊田市	162	162	
40 福岡県	871	34	△ 535	28	336	1	86	岡崎市	△ 38	△ 38	
41 佐賀県	320	12	△ 163	8	157	0	87	大津市	174	174	
42 長崎県	217	10	△ 131	12	86	0	88	高槻市	168	168	
43 熊本県	611	23	△ 433	22	178	1	89	東大阪市	△ 10	△ 10	
44 大分県	119	7	△ 203	10	△ 84	0	90	姫路市	△ 136	△ 136	
45 宮崎県	352	16	△ 104	6	248	5	91	西宮市	65	65	
46 鹿児島県	522	17	△ 265	23	257	4	92	尼崎市	12	12	
47 沖縄県	735	24	△ 69	9	666	8	93	奈良市	63	63	
都道府県計	22,449	838	△ 14,264	820	8,185	83	94	和歌山市	△ 11	△ 11	
							95	倉敷市	88	88	
							96	福山市	225	225	
							97	下関市	55	55	
							98	高松市	74	74	
							99	松山市	60	60	
							100	高知市	△ 55	△ 55	
							101	久留米市	60	60	
							102	長崎市	△ 12	△ 12	
							103	熊本市	247	247	
							104	大分市	262	262	
							105	宮崎市	357	357	
							106	鹿児島市	154	154	
							中核市計		3,517	△ 728	2,789
							合計		33,823	△ 15,022	18,801

*注1 利用児童数は、雇用均等・児童家庭局 保育課 課
 *注2 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず
 *注3 市区町村の総数は1,800(平成21年4月1日現在)。

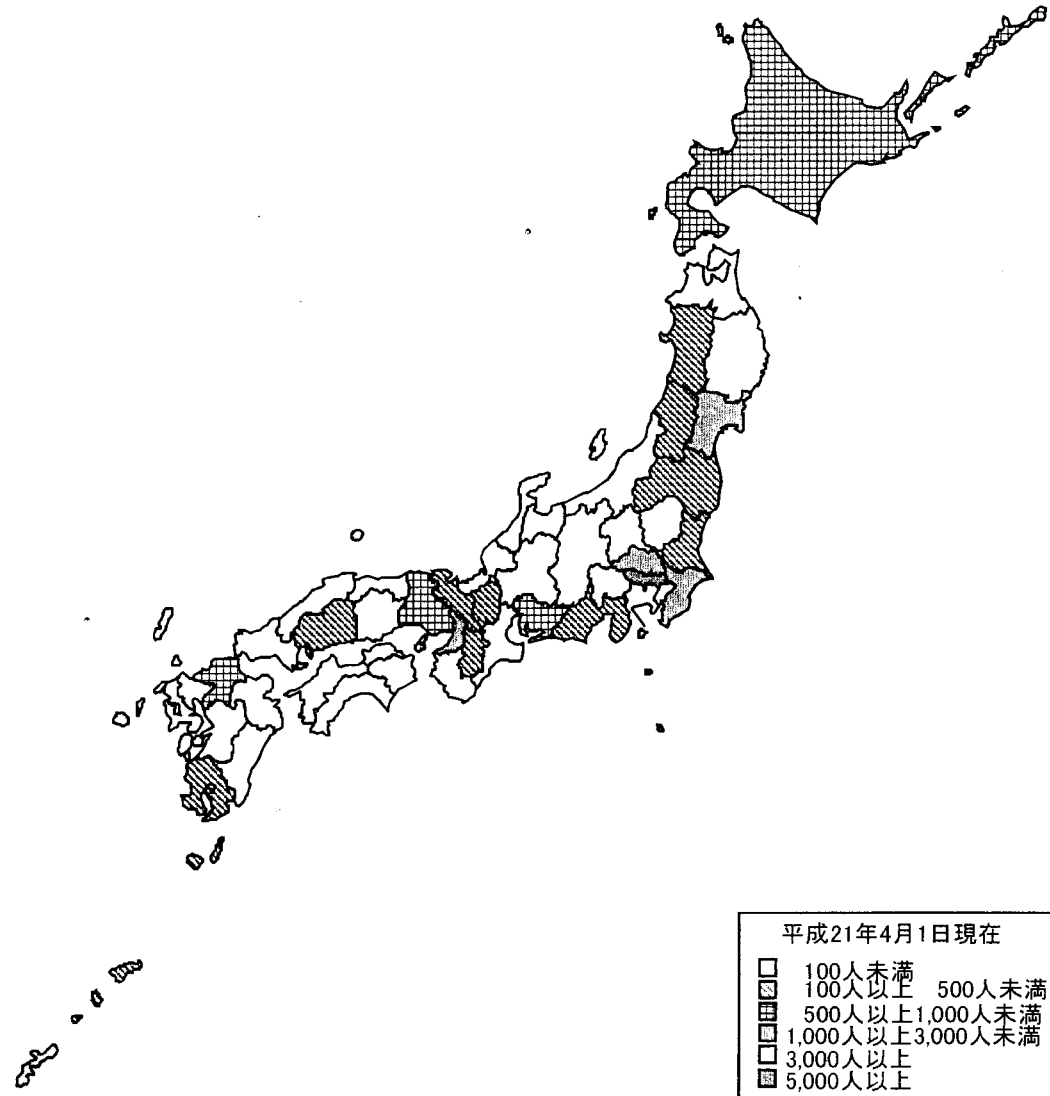
(資料3) 都道府県・政令指定都市・中核市別 保育所待機児童数 集約表

(平成21年4月1日現在)

都道府県	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	政令指定都市 中核市					
					保育所数	定員	利用児童数	待機児童数		
	か所	人	人	人		か所	人	人	人	
1 北海道	535	40,083	34,187	58	48	札幌市	193	17,385	18,188	402
2 青森県	384	26,391	25,363	13	49	仙台市	117	10,764	11,597	620
3 岩手県	291	20,662	20,022	62	50	さいたま市	120	10,503	10,922	177
4 宮城県	215	16,074	15,521	511	51	千葉市	99	10,313	10,911	318
5 秋田県	197	17,586	16,789	106	52	横浜市	420	36,871	36,652	1,290
6 山形県	234	20,142	19,534	220	53	川崎市	144	13,605	14,425	713
7 福島県	214	17,506	16,762	192	54	新潟市	203	17,950	18,048	0
8 茨城県	475	42,648	41,943	396	55	静岡市	105	11,505	11,064	28
9 栃木県	278	23,175	22,716	43	56	浜松市	84	8,155	8,631	134
10 群馬県	364	34,850	35,993	28	57	名古屋市	284	32,858	31,869	595
11 埼玉県	740	64,021	63,869	1,159	58	京都市	254	24,400	25,911	180
12 千葉県	534	52,016	48,509	759	59	大阪市	359	41,296	40,836	608
13 東京都	1,705	169,184	167,938	7,939	60	堺市	97	11,763	12,802	345
14 神奈川県	290	28,375	28,798	755	61	神戸市	191	18,908	19,228	483
15 新潟県	494	42,737	37,425	4	62	岡山市	113	12,857	13,100	0
16 富山県	223	20,595	18,749	0	63	広島市	161	20,705	19,974	90
17 石川県	259	27,294	23,309	0	64	北九州市	157	15,814	15,270	0
18 福井県	272	25,050	23,796	0	65	福岡市	172	23,755	25,049	473
19 山梨県	238	21,208	19,241	0		政令指定都市計	3,273	339,407	344,477	6,456
20 長野県	514	51,963	43,581	0	66	旭川市	54	4,034	4,472	222
21 岐阜県	385	40,557	34,342	3	67	函館市	49	3,820	3,344	0
22 静岡県	319	31,305	30,197	202	68	青森市	87	5,680	6,068	15
23 愛知県	732	91,467	76,072	162	69	盛岡市	52	4,835	5,009	33
24 三重県	429	39,786	36,049	73	70	秋田市	45	3,910	3,952	155
25 滋賀県	203	20,894	19,624	316	71	郡山市	38	3,060	3,350	0
26 京都府	233	25,406	22,891	98	72	いわき市	62	5,830	5,399	0
27 大阪府	620	65,996	66,701	447	73	宇都宮市	71	6,225	6,746	33
28 兵庫県	464	38,950	37,522	168	74	前橋市	58	5,595	5,630	0
29 奈良県	147	17,486	15,568	50	75	川崎市	33	2,655	2,735	173
30 和歌山県	165	16,439	12,919	22	76	船橋市	59	6,819	7,133	94
31 鳥取県	193	16,960	15,725	0	77	柏市	33	3,726	3,693	122
32 島根県	275	19,575	19,294	97	78	横須賀市	40	3,690	3,794	48
33 岡山県	196	16,205	15,144	55	79	相模原市	67	7,558	7,762	439
34 広島県	320	25,874	22,003	23	80	富山市	86	10,035	9,458	0
35 山口県	253	20,360	18,849	13	81	金沢市	111	11,250	11,237	0
36 徳島県	214	15,765	13,580	30	82	長野市	86	8,375	7,899	0
37 香川県	134	12,390	10,967	0	83	岐阜市	48	5,285	4,585	0
38 愛媛県	263	20,297	17,009	0	84	豊橋市	55	8,320	8,391	0
39 高知県	181	12,860	10,146	0	85	豊田市	59	8,810	5,601	21
40 福岡県	482	46,552	45,061	169	86	岡崎市	53	7,565	6,405	0
41 佐賀県	216	19,855	19,341	0	87	大津市	44	4,728	5,096	95
42 長崎県	334	23,125	22,086	24	88	高槻市	38	4,130	4,520	78
43 熊本県	450	31,840	31,738	86	89	東大阪市	58	6,206	6,831	246
44 大分県	216	14,245	13,833	0	90	姫路市	85	9,797	9,506	26
45 宮崎県	289	19,306	18,635	0	91	西宮市	49	4,290	4,822	223
46 鹿児島県	361	22,754	23,157	84	92	尼崎市	81	6,084	6,054	5
47 沖縄県	369	29,888	32,087	1,888	93	奈良市	44	5,825	4,844	65
都道府県計	16,899	1,517,697	1,424,585	16,255	94	和歌山市	59	7,135	6,105	0
					95	倉敷市	87	9,935	10,338	41
					96	福山市	119	11,431	11,056	0
					97	下関市	56	5,275	4,875	10
					98	高松市	73	8,124	8,094	0
					99	松山市	60	5,675	5,675	45
					100	高知市	86	9,305	8,993	43
					101	久留米市	66	7,180	6,760	2
					102	長崎市	99	7,905	7,858	70
					103	熊本市	135	12,760	13,402	7
					104	大分市	64	6,096	6,559	3
					105	宮崎市	110	8,045	8,976	0
					106	鹿児島市	94	7,974	8,885	359
						中核市計	2,753	274,977	271,912	2,673
						合計	22,925	2,132,081	2,040,974	25,384

* 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず。

(資料4) 21/4/1 全国待機児童マップ (都道府県別)



平成21年4月1日現在

□	100人未満	(26)
▨	100人以上 500人未満	(10)
▩	500人以上1,000人未満	(4)
▧	1,000人以上3,000人未満	(5)
▦	3,000人以上	(1)
▤	5,000人以上	(1)

都道府県	待機児童数
北海道	682
青森県	28
岩手県	95
宮城県	1,131
秋田県	261
山形県	220
福島県	192
茨城県	396
栃木県	76
群馬県	28
埼玉県	1,509
千葉県	1,293
東京都	7,939
神奈川県	3,245
新潟県	4
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	3
静岡県	364
愛知県	778
三重県	73
滋賀県	411
京都府	278
大阪府	1,724
兵庫県	905
奈良県	115
和歌山県	22
鳥取県	0
島根県	97
岡山県	96
広島県	113
山口県	23
徳島県	30
香川県	0
愛媛県	45
高知県	43
福岡県	644
佐賀県	0
長崎県	94
熊本県	93
大分県	3
宮崎県	0
鹿児島県	443
沖縄県	1,888
計	25,384

※ 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

(資料5) 保育計画を策定する市区町村(50人以上)

(平成21年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
			人					人	
1	神奈川県	横浜市	1290	583	63	東京都	稲城市	99	52
2	神奈川県	川崎市	713	130	64	千葉県	浦安市	96	△ 6
3	宮城県	仙台市	620	△ 120	64	東京都	小平市	96	39
4	東京都	世田谷区	613	278	64	東京都	東久留米市	96	28
5	大阪府	大阪市	608	△ 88	64	沖縄県	読谷村	96	7
6	愛知県	名古屋市	595	167	68	滋賀県	大津市	95	△ 1
7	兵庫県	神戸市	483	△ 4	69	千葉県	船橋市	94	43
8	東京都	板橋区	481	245	70	東京都	立川市	93	△ 33
9	福岡県	福岡市	473	170	70	沖縄県	南城市	93	38
10	東京都	八王子市	453	122	72	広島県	広島市	90	53
11	神奈川県	相模原市	439	134	73	東京都	北区	88	39
12	東京都	練馬区	429	175	73	神奈川県	大和市	88	42
13	東京都	足立区	418	213	73	沖縄県	西原町	88	46
14	東京都	町田市	417	183	76	東京都	文京区	86	△ 38
15	北海道	札幌市	402	131	77	大阪府	吹田市	84	1
16	鹿児島県	鹿児島市	359	163	78	東京都	東大和市	82	38
17	大阪府	堺市	345	34	79	東京都	武蔵野市	79	5
18	千葉県	千葉市	318	△ 17	80	東京都	渋谷区	78	49
19	東京都	大田区	314	72	80	大阪府	高槻市	78	2
20	東京都	江東区	312	93	82	京都府	宇治市	77	32
21	東京都	府中市	301	113	83	茨城県	ひたちなか市	76	76
22	東京都	港区	263	95	83	埼玉県	新座市	76	△ 22
23	大阪府	東大阪市	246	90	85	東京都	狛江市	75	34
24	東京都	江戸川区	238	36	86	熊本県	合志市	71	59
25	沖縄県	宜野湾市	235	△ 4	87	東京都	新宿区	70	10
26	千葉県	市川市	227	84	87	長崎県	長崎市	70	△ 4
27	沖縄県	沖縄市	223	△ 33	89	宮城県	富谷町	66	19
27	兵庫県	西宮市	223	89	90	奈良県	奈良市	65	△ 61
29	北海道	旭川市	222	△ 1	91	埼玉県	和光市	64	35
30	東京都	調布市	221	17	92	千葉県	流山市	63	15
31	東京都	墨田区	218	31	93	東京都	葛飾区	62	14
32	沖縄県	那覇市	203	△ 27	93	兵庫県	宝塚市	62	4
33	山形県	山形市	198	△ 1	93	島根県	松江市	62	14
34	沖縄県	浦添市	197	△ 37	96	沖縄県	北谷町	61	△ 8
35	東京都	三鷹市	192	58	97	東京都	武蔵村山市	57	△ 3
36	東京都	中野区	190	46	97	滋賀県	長浜市	57	11
37	京都府	京都市	180	81	99	埼玉県	上尾市	56	22
38	埼玉県	さいたま市	177	△ 42	100	埼玉県	春日部市	54	17
39	東京都	多摩市	176	64	101	滋賀県	甲賀市	51	40
40	沖縄県	糸満市	174	50				2,994	708
41	埼玉県	川越市	173	65				20,280	4,990
42	秋田県	秋田市	155	33					
43	東京都	東村山市	147	26					
44	東京都	目黒区	144	38					
44	神奈川県	藤沢市	144	106					
46	神奈川県	茅ヶ崎市	143	42					
47	茨城県	水戸市	140	83					
48	東京都	杉並区	137	49					
49	東京都	日野市	136	38					
50	東京都	西東京市	134	△ 18					
51	静岡県	浜松市	134	39					
52	埼玉県	所沢市	132	44					
53	東京都	中央区	132	83					
54	沖縄県	うるま市	127	△ 13					
55	埼玉県	川口市	123	53					
55	東京都	品川区	123	8					
57	東京都	豊島区	122	64					
57	千葉県	柏市	122	79					
59	東京都	小金井市	117	30					
60	千葉県	市原市	114	66					
61	東京都	国分寺市	101	31					
62	宮城県	大崎市	100	△ 37					
		100人以上 小計	17,286	4,282					

(資料6) 保育所待機児童数100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区町村

	都道府県	市区町村	H21.4.1 待機児童数	H20.4.1 待機児童数	減少
1	宮城県	仙台市	620	740	△ 120

2. 待機児童数が100人以上増加した市区町村

	都道府県	市区町村	H21.4.1	H20.4.1	増加
			待機児童数	待機児童数	
1	神奈川県	横浜市	1290	707	583
2	東京都	世田谷区	613	335	278
3	東京都	板橋区	481	236	245
4	東京都	足立区	418	205	213
5	東京都	町田市	417	234	183
6	東京都	練馬区	429	254	175
7	福岡県	福岡市	473	303	170
8	愛知県	名古屋市	595	428	167
9	鹿児島県	鹿児島市	359	196	163
10	神奈川県	相模原市	439	305	134
11	北海道	札幌市	402	271	131
12	神奈川県	川崎市	713	583	130
13	東京都	八王子市	453	331	122
14	東京都	府中市	301	188	113
15	神奈川県	藤沢市	144	38	106

少子化対策特別部会 保育第二専門委員会への提案

平成21年 9月 11日

社団法人 全国私立保育園連盟
常務理事 菅原 良次

I. はじめに ～ 具体的な検討にあたって ～ (1)

(「第1次報告」を基本にした具体的な仕組みの組み立て)

- (1) 少子化対策特別部会「第1次報告」(2月24日)でとりまとめられた今後の保育制度の姿を基本に、「保育の仕組み」のあり方について、具体的な事項を含めた検討を行う必要がある。

(保育・子育て機能の拡大への方向性)

- (2) 保育所が、家庭養育に欠けるという限定的な課題に対応するだけでなく、現在は、すべての家庭の育児・子育てを、社会的に支えていく体制が求められている。中でも保育所は中核的な社会的資源としてその役割が大きく期待されている。このため、すべての保育・子育て支援の利用希望者について、その「必要性」と「度合い」について認定し、必要性に応じた体制の整備が求められる。

(子どもの育ちの視点を中心にすえた仕組みの構築)

- (3) 制度設計の視点の中心は、保護者の利便性だけでなく子どもの発達保障の視点が重要なポイントとなる。保育所を中心とした多様な提供体制の整備において、子どもの育ちの視点を中心にすえた仕組みを構築することが重要になる。

I. はじめに ～ 具体的な検討にあたって ～ (2)

(重要なファクターとして考えられること)

- (4) 提供者と保護者は経済的関係ではとらえられない相互性があり、市場でいわれる売買契約関係ではないことを明確に意識した仕組みとすること。
- ② 人口減少地域における保育機能の維持向上のための制度的工夫(小規模保育所、多機能型保育所など運営基盤の確保)が必要であること。
 - ③ 保育・子育て支援は生活圏で提供されるサービスであるため、小規模地域密着型保育等の運営基盤を確保すること。
 - ④ 以上に対応するため保育の質の向上をめざす必要があり、児童福祉施設最低基準の改善や子育て支援における内容、職員処遇の改善等を並行して実施する必要がある。

(質の確保された多様な新規事業者の位置づけ ～ 大幅な財源確保 ～)

- (5) 様々なニーズを受けとめる保育を飛躍的に拡大していくため、認可保育所の大幅な増設を促進するとともに、多様な保育形態をカバーできる新規事業者の参入についても、質の担保を前提に促すことも必要である。したがって、それらを裏付ける大幅な財源確保が不可欠となる。

3

II. 「参入の仕組みの詳細」について

1. その基本的考え、方向について

(1) 基本的考え方

「新しい参入の仕組み」は「子どもの命と安全、育ちを」保障する仕組み、制度であり、同時に若い世代に安心して「子どもを産み育てることを保障」することにより働くこと、社会の一員としての役割と責任に自信をもてる仕組みであるべきと考える。

よって、設計される制度は「**すべての子ども、利用希望者のニーズ**」に**対応可能なものであるべき**であり、そのためには「**公の関与**」＝**ナショナルミニマム・セーフティネット**としての「**法的・制度的・財政的**」**保障が明確にされる必要**がある。

(2) その目的と方向について

1) 「緊急かつ短期的」な目的

- ① 待機児童の早期解消
- ② 子どもの育ちと家庭地域における子育てと就労支援を制度化すること

2) 「中・長期的」な目的

- ① すべての子どもを対象とした保育制度の構築
- ② 深刻化する少子化の克服
- ③ 子どもたちの育ちと地域・家庭における子育てと就労支援を制度化すること

4

2. 具体的な仕組み・制度設計の前提として

- ① すべての子どもを対象とする保育の量的拡大が可能な仕組みを作ること。しかし、その拡大に当たっては、現在より質が向上する制度設計が前提である。
- ② 量の拡大に対応した質を担保するためには「基準」(児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」))、とくにナショナルミニマム(セーフティネット)を明確にする。
- ③ そのための「量と質」に対応するための財源の確保が不可欠である。

5

3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて～(1)

(1) 「少子化対策特別部会」第1次報告の「指定制」の考えについて

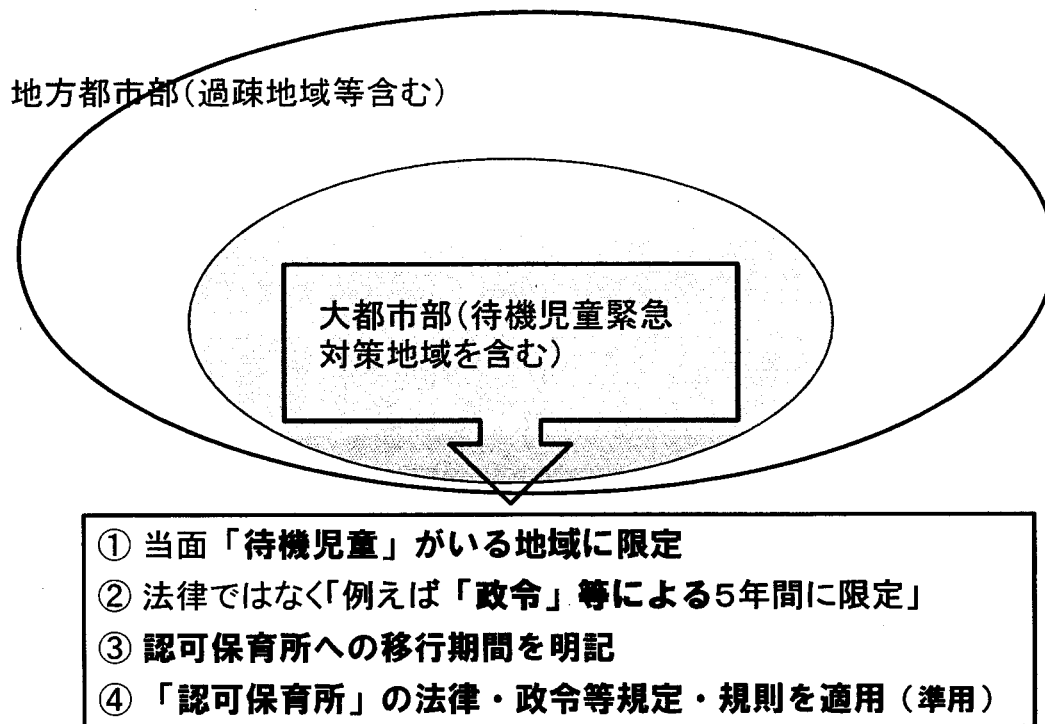
- この考えは、待機児童早期解消の具体的な仕組みづくりの一つとして「認可外施設」の活用を意識し、考えられたものと思われる。
- 量の拡大は、利用希望者の中で最も要望の強い認可施設等(一時保育などを含む)の充実増設を基本とする(P12 参考1: 厚生労働省 H20.8調査)。この政策と制度の拡充は、利用者が安心するナショナルミニマムの持続的制度に繋がり、「中・長期計画」としても重要な点である。
- 認可外施設への「指定制」の導入と制度化については、上記の2. が前提である。
《この制度は、待機児童のいない、認可外施設のない地方には**余り意味もなく**かえってそうした地方も**巻き込み**「ダブルスタンダード」(2重の基準、制度)の固定化につながる**危険がある。**》

1) 「指定制」は、下記による緊急避難政策としての対応の仕組みとして位置づける。

- ① この制度は当面「待機児童」がいる**地域に限定**した制度とする。
 - ② 法律ではなく「例えば**「政令」等**による5年間の限定的」なものとする。
 - ③ **認可保育所への移行期間を明記**する。
 - ④ 「指定制」が適用される認可外施設は「**認可保育所**」の**法律・政令等の規定・規則を適用(準用)**する。
- 2) 中・長期的制度(すべての子ども・少子化・就労支援等の需要の拡大への対応)との関係は、あくまで認可保育所(一時保育等の充実を含む)の増設とする。

6

「指定制」のあり方について(イメージ)



7

3. 新しい仕組みのあり方～第1次報告を受けて～(2)

(2) 第1次報告 — NPO法人等に対する施設整備補助の「新しい仕組み」について
: 「施設整備費として「減価償却費」を運営費に相当額上乘せ」の考え方について

- ① 施設整備費の初期投資については、基本的に現在の制度を遵守する。
(憲法89条の遵守)
- ② 「減価償却」の補助は、原則的に法人立に限定する。この制度を認可外の「指定施設」については、適用しない。
- ③ 認可外施設の認可施設への移行に要する費用は、「集中的な整備促進」として、「・認可施設に移行する経過期間(5年以内)の明記」と「・待機児童の受け入れ」の二つの条件を前提に改築費の補助を検討。

(3) 第1次報告 — 運営費の用途制限の「新しい仕組み」について

- ① 社会福祉法人以外のNPO等の非営利法人における会計基準の適用は、「社会福祉法人会計基準」の適用とする。
- ② 株式経営の「福祉事業」については、次のことを前提(条件)に「企業会計」でおこなう。

- ◎ そのための基本的条件として次の点が必要。
 - ① 剰余金(利益)は、福祉事業に限定した活用とする。
 - ② 株主への配当(報酬)は、認めない。

8

3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて～(3)

(4) 第1次報告 — 「多様な主体の参入、量の拡充に際しての質の担保・指導監督」の「新しい仕組み」について

- ① 指定制に際しての保育の基準は、「前述」の通り。
- ② 「公的関与のあり方」としては、「事業所の開所、閉所は届出、許認可の義務化、認可保育所の基準、保育条件等のナショナルミニマムの遵守」
- ③ 管理監督責任は、市町村とし、監査は、認可施設に準じる。

9

Ⅲ. 「認可外保育施設の質の引き上げの詳細」について

(1) 第1次報告 — 認可外保育施設の質の引き上げについて—(1)

- 1) 最低基準を満たしている認可外施設への費用(運営費)の補助は ①待機児童のいる地域(5年間の時限立法)が対象 ② 待機児童のいない地域は3年から5年間のうち認可施設に移行義務条件。
- 2) 「一定水準以上」の認可外に対する「一定の期間の経過的」財政支援のあり方
「一定水準」とは「最低基準を満たしていないが、それに近い水準」という意味と理解するなら → 「5年の経過中に認可基準を満たし認可施設に移行」条件に費用補助。
- 3) 無資格従事者の「資格取得」の制度を確立する。「通信資格制度」「一年間の夜間養成学校」への通学保障、研修制度システム化と義務化等。⇒ 下記例

※ 例えばとして下記のような構成も考えられる。

- ① 研修期間 1週間
- ② 研修科目
 - (1) 社会福祉概論 1日
 - (2) 保育所保育指針 3日
 - (3) 保育制度論 1日
 - (4) 健康・衛生・食育 1日
 - (5) 家庭支援(家族)・地域支援 1日

10

(1) 第1次報告－認可外保育施設の質の引き上げについて－(2)

4) 「待機児童解消」と「すべての子どもの支援」のため、上記の認可外施設への対応と支援をしても、なおかつ「需要を満たしえない地域」の利用希望者との公平性を確保するために供給体制の具体的整備の「方法・制度」を確立させる。

- ① 基本的には、全国的に市区町村毎に多様なニーズ調査・分析に基づく認可保育所等の中・長期増設計画の義務化。
- ② 都市部で待機児童を多く抱えている地域では、「市場化を前提とせず」を基本に前述した「最低基準の遵守、剰余金の福祉事業以外の事業への活用は認めない、株主への配当は認めない」等を条件に、法人格を持ったNPO等非営利法人を積極的に活用する方向で増設を支援する。
- ③ 「需要の満たし得ない地域」の問題は、人口減少と子どもの数が少ない地域の抱える問題であり、どんなに子どもが少なくとも「子どもの育ちと、集団生活の保障」を公平性を守る立場から、保育と子育て支援を持続的に保障するため下記の(2)の小規模対策に準じる、制度の確立を行う必要がある。

5) 認可外施設の「質の担保」のため「指導監督の強化」と第三者評価・あるいは利用者評価については、法的に位置づけ「制度・条件・基準(最低基準)」の遵守を都道府県の責任で実施する。

同時に施設の問題だけでなく、行政(市町村)に対し、自らが質を維持するための行政責任の保障基準(施設の設置・財政・基準の設定)を義務付ける制度が必要である。

11

(2) 第1次報告－「小規模サービス類型方の創設」について

- ① 現行の20名以上が小規模保育所として制度化されているが、最小規模定員を5名とし、「家庭的保育事業(保育ママ等)、一時、延長、休日保育、相談等支援事業、放課後児童健全育成事業」等とネットワークによるセットで「法人」の多機能的運営を可能とする。
- ② 状況によっては、隣接する行政区以外の認可保育所の分園、家庭的保育事業も経営(運営)できるよう法的に認められるよう整備する。
- ③ 小規模の運営と経営を維持するための予算(補助金)の「最低保障」(基礎的運営費)制度を確立する。

12

IV. 「地域の保育機能の維持・向上の詳細」について

- (1) 小規模サービス類型の創設
上記と同じ(再掲)
- (2) 多機能型施設の支援
- (3) 人口減少地域における保育機能のあり方

13

(参考1) 新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査結果

～ 認可保育所「使いたい」85万人：厚生労働省調査結果 ～

- ・平成20年8月全国103自治体調査、就学前児童のいる約12万2600世帯回答
- ・0歳～2歳の認可保育所希望約59万人。3歳～5歳約26万人。
- ・地域住民は保育の質がよく、安定、安心できる保育所を希望している。

☆<調査概要>

1. 調査目的

新待機児童ゼロ作戦では、将来の就業希望に応じた潜在需要を踏まえ、保育サービスや放課後児童クラブの量的拡充を図るため、平成29年度までを目標として整備を進めることとしている。

本調査は、この保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象

各自治体の10歳未満の児童を有する世帯数を勘案し、必要標本世帯数を自治体毎に無作為に抽出した世帯を客体とし、103(政令市17、中核市15、東京特別区5、一般市町村66)の自治体から回収した。政令市についてはすべて、中核市及び特別区については国において任意に抽出、一般市町村は、人口規模別あるいは都市部・郡部別に各都道府県において任意に抽出。この任意に抽出した自治体において、就学前児、就学児童を対象とした2種類の調査を実施しており、潜在需要量の推計に際しては、就学前児童は生年が平成14年～平成20年(うち0～2歳の区分では平成18年～平成20年、3～6歳の区分では平成14年～17年)、就学児童は生年が平成11年～平成14年を対象としている。

3. 調査時期 平成20年8月

4. 調査事項

世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、保育サービス利用時間・種類、今後の利用希望、育児休業制度の利用状況、放課後児童クラブの利用状況等

5. 調査回収数 206,991(回収率52.4%) (うち、修学前児童用122,558、就学児童用84,433)

14

第2回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会	参考資料3
平成21年9月11日	

前田正子

保育要件の高い人たちに答えようと、認可保育園をどんなに増やしても待機児童の解決は難しいと思う。現在の保育要件は満たしていない人も実際には保育のニーズ・子供を預けたいという要望はあり、こういった要望にも、別の受け皿を用意して答えないと、認可保育園への入園希望者の集中は避けられないからだ。

例えば、就労意欲の高まりとともに、保育園の入園希望者が増え、待機児童が増えている。ただし実際には、短時間勤務で働きたい、夕方は早く帰りたいといった希望のある子育て中の女性の再就職は難しい。

そのため、求職中で入園した人が、そのまま職が見つからず、無職のままでも継続して子供は入園しており、そのため、就労中の人の子供が入園できないということも見られる。実際には職に就けなかった人の子どもには退園していただき、ニーズ要件の高い人の子どもを優先入園させるべきだろうが、現実には、すでに入園している子供を、ニーズ要件が低いからといって退園させることは難しい。だが、他に受け皿があれば、親が働いていない場合は、その子供をそこに紹介し、新たにできた空席を、実際に就労している人の子供に割り振ることができる。

また、働いていなくても、保育園に定期的に預けたい、「保育園に預けないと損だ」という考えを持つ人も増えているようである。今は簡単に会社が作れるので、個人で「ホームページ作成」「翻訳業務」などの法人を立ち上げ、本人のみならず友人にも就労証明書を出し、保育園入園を希望する人がいる。書類上は会社を経営しているフルタイムの勤務であるが、入園すると朝は遅く来て、午後は早く帰るので保育園側には「実際には働いていない」ということは分かる。こういった保育のニーズ要件の高くない人が入園していることも、待機児童の解決を難しくしている。

この人たちも保育ニーズはあるのだが、長時間のフルタイムの勤務を前提とした認可保育園で満たそうとすると、コストがかかりすぎるし、本人達もそこまで長時間の保育を求めているわけではない。長時間保育を前提とした保育以外に定期的に短時間利用できる保育の受け皿を用意し、こういった人たちをそこに誘導することも必要だと思う。

例を挙げると、横浜では一部の横浜保育室やNPOで、例えば曜日を決め「2歳児対象で週に2回で一回3時間。9時から12時まで」といったような、定期の少人数グループでの預かり保育をしているところもあるが、高い保育料金にもかかわらずともニーズがある。

運営者によると、母親は専業主婦だが、多くの場合が「いわゆる育てにくい子・軽度発達障害と思われるような子の比率が高い」という。公園に行っても他のこどもとトラブルを起こすので、母親と子供とでは出かける先もない。そこで、育児の息抜きと相談もかねて、預けに来るといふ。こういった人たちへの保育の受け皿も必要で、さまざまな多様な

保育の選択肢を用意すべきである。つまり、すべての保育ニーズを認可保育園や現在の保育制度ですべて吸収しようとするのは、現実的ではなく、現在の保育要件に合わない人も利用できる、多様な保育の受け皿ができることによって、就労証明書を偽造してまでも認可保育園に入園しようという人も減り、ありとあらゆる保育ニーズが認可保育園に集中するということも避けられるだろう。そして、現在の認可保育園が就労などニーズ要件の高い人に対して応えられる可能性も高まると考えられる。

第2回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会	参考資料4
平成21年9月11日	

第2回保育第二専門委員会の資料に係る意見

宮城県子育て支援室 須貝 隆

人口減少地域における核としての機能維持・充実（資料2ページ、14ページ）

- ・人口減少地域における保育サービスについては、今後数年内に大きな課題としてクローズアップされるものと思われる。
- ・今回「視点」として捉え、詳細な検討をくわえていただくのは、地方としてありがたい。

認定こども園制度について（資料8ページ）

- ・現在、宮城県における認定こども園は1か所のみであるが、数市町村において相談が進んでいる。
- ・なかなか普及しない原因として、認可されていない保育所機能部分・幼稚園機能部分は補助の対象外になっているなど財政支援が十分ではないこと（安心こども基金のメニューに幼保連携型が入ったものの、条件が不明確）、幼稚園と保育所の根拠法令や所管省庁が異なっており、二重行政による事務的負担が大きいことなどが考えられる。
- ・さらに検討を進めていただければと思う。

休日保育について（資料9ページ）

- ・仙台市における実例。150万円の補助を受けて6か所の私立保育園で実施しているが、例年2~3百万円の赤字となっており、これ以上の継続は困難ということで、保育園では年度いっぱいでの打ち切りも検討している。
- ・根本的な補助スキームの再検討が必要かと思う。